1. 令和4年第6回郡上市議会定例会議事日程(第3日)

令和4年12月9日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	本 田 教 治	2番	長 岡	文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田中	義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島	一貴
7番	森 藤 文 男	8番	原	喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山川	直保
11番	田中やすひさ	12番	森	喜 人
13番	田 代 はつ江	14番	兼山	悌 孝
15番	尾村忠雄	16番	渡辺	友 三
17番	清 水 敏 夫	18番	美谷添	生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日 置 敏	明	副市長	青 木 修
教 育 長	熊田一	泰	市長公室長	河 合 保 隆
総務部長	加藤光	俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田口昌	彦	農林水産部長	田代吉広
商工観光部長	可 児 俊	行	建設部長	小酒井 章 義
教育次長	長 尾	実	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 齋 藤 貴 代 議会総務課 三 島 栄 志 係 長

議会事務局 議会総務課 荻 本 恵 主 事

◎開議の宣告

〇議長(田代はつ江) おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は 18 名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、本日からの一般質問におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、答弁する執 行部につきましては、答弁に関係のある部長のみの出席としましたので、御理解をお願いいたしま す。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(田代はつ江) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、14番 兼山悌孝議員、15番 尾村忠雄議員を指名いたします。

◎一般質問

〇議長(田代はつ江) 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁も含め 40 分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 森 喜 人 議員

○議長(田代はつ江) それでは、12番 森喜人議員の質問を許可します。12番 森喜人議員。

〇12番(森 喜人) 皆さん、おはようございます。12 月議会最初の一般質問ということで、 新鮮な思いで進めさせていただきたいと思います。

今日、車に乗りましたら、12 月9日は何の日ですかという、いつも、私の車はそういったことを言うんですが、今日は、障害者の日ですということで、12 月9日はそうなんだそうです。1975年に国連で設定されて、1981年に厚生労働省のほうで、今日が障害者の日というふうに設定されたそうです。

こういった、その日に、私は介護社会、さらに深まる介護社会に向けてという質問をさせていた だきます。

実は9月も、より深まる介護社会に向けてということで、第2弾ということでございます。

まずは、4つ質問がありますけれども、最後4番目には、市長のほうから御意見を頂きたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず1番目でありますが、実はこれ、前回の質問にちょっと続いている話なんですが。要介護者の数、現在の郡上市における要介護者の数、それから、認知症の方の数の現状と、今後の可能性といいますか、さらに、こういった方々を、今、在宅介護というようなことが言われていますけれども、施設も、どうしても必要でありますけれども、そうした施設の充足度について。

さらには、先回、実は質問し忘れたんですけれども、高卒人材の現状とそれから確保ということ で質問させていただきたいと思います。

先回は、おやじヘルパーズということで、非常に執行部からも、意義のある答弁を頂きましたけれども。さらに、高卒者の採用というようなことも質問しようと思ったんですが、今日、この場で質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(田代はつ江) 森喜人議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

〇健康福祉部長(田口昌彦) それでは、お答えをさせていただきます。

まず、郡上市の要介護認定者数は、近年ではおおむね 2,700 人台で推移しており、65 歳以上の 高齢者全体の約 18%、約 5 人に 1 人の高齢者が介護を必要とされる方となります。

75 歳以上の認定者数は、全体の約31%となり、約3人に1人の介護者が介護を必要とされる方となります。

要介護認定者の中で、認知症の症状のある方の人数は 1,700 人弱と推計していますが、要介護認定を受けてみえない高齢者にも、認知症の症状のある方はおみえになりますので、そういった方も合わせますと、認知症の症状のある方は、全体で 2,500 人を超える程度と見込んでおります。

今後の推移につきましては、65歳以上の高齢者人口が減少に転じておりますが、75歳以上の後期高齢者人口は、今後も増加傾向と推測されますので、要介護認定者数と認知症の方の数は、引き続き増加傾向で推移するものと思われます。

介護施設の定員に対する充足度についてですが、特別養護老人ホームは、市内で4施設あり、ほ ぼ満床状態が続いております。

しかし、自宅や病院から、特養への入所を希望される方など、困り度の高い方は、施設への申込 みから早ければ数か月、遅くとも、おおむね1年程度で入所ができております。

一方で、この夏には高鷲地域に、新たに認知症グループホームが開設されました。

このように、近年は、特別養護老人ホームの受皿となり得る入所型の施設が増えてきています。 デイサービスなど居宅型施設も経年的に増えており、一定の充足が見られる状況ですし、利用を希望される方に、全くサービスが提供ができないといった状況ではありません。

ただし、事業所によっては、職員の確保が困難な状況から、利用定員を絞っているケースもある ため、当面は、既設の事業所の人材不足の解消を目指すとともに、受入れ能力を上げていくなど、 今後の要介護高齢者の増加に対応していく必要があると考えています。

次に、市内の高校を卒業された方の進路についてですが、令和3年度の実績では、介護事業所への就職者は3人となっています。また、進学に関しても、福祉系の上級学校に進まれた方は、かなり少ない状況になっております。

このうち、郡上北高校のデュアルシステムにおいて、介護福祉コースを選択された方で、介護事業所へ就職された方はお1人、福祉系の大学や専門学校へ進まれた方は3人となっています。

県外の高校における福祉系の学科の設置状況につきましては、そうした高校は3校ありまして、 いずれも介護や福祉に関する知識や技術の習得を目指した課程となっております。

卒業後の進路については、社会福祉等の国家資格の取得を目指し、進学され、あるいは福祉系の施設等に就職される方が、一定数見えます。市内の高校において、介護や福祉の専門課程を設置できないかということもありますが、現在の郡上北高校のデュアルシステムは、普通科におけるカリキュラムではありますが、介護職員初任者研修の修了資格が資格取得できるなど専門性が高く、他校の専門課程と比べて、劣らない仕組みであると考えております。

ただし、先に述べましたとおり、現在は福祉系の進路を希望される方が非常に限られている状況 にありますので、市としましては、新たに取組を始めました介護のお仕事魅力発信企業をはじめ、 あらゆる啓発機会をつくっていくことで、福祉のことを学びたい、あるいは福祉系の事業所への就 職を目指したいと思われる方が、少しでも増えるよう努力していきたいと考えております。

(12番議員挙手)

〇議長(田代はつ江) 森喜人議員。

○12番(森 喜人) 実は、私も坂下高校、3つのうちの1つ、坂下高校です。中津川にあります。そこに、何回か行く機会がありまして、その福祉科のほうで、状況も少し聞かせていただいたことがあります。

この福祉科が設置されるには、市の議会が働きかけて、それでそうした科ができたというような ことを聞いておりますけれども。

できれば、郡上北高校もしくは郡上高校のほうに、そうした介護科・福祉科というものができれば、私は、いいのではないかなというふうに思っておりますが。今現状で、十分であるというふうな話もありましたけれども、それで頑張っていただきたいなと思いますが、施設については、かな

り十分な、もう十分な状況であると。あとは、介護者の数ということだというふうに思います。

若いうちから介護に携わるということは、非常に、現場の方々を見ていると、やはり、若い子というのは経験不足ですので。いろんなこの計画、教育の計画といいますか、そういうことがないと、なかなかとどまらないといいますか、そういう現状もあるんだろうなというふうに思います。

そうした意味で、若い子たちに入っていただいて、そうした方々が本当に、介護に対する意欲を、 さらに持ち続けるということができるような、そんな教育が必要だなというふうなことも、思って いるところでございます。

さて、2番目に入りますが、回想法ということです。

これ、デイサービスだとかいろんな施設に行きますと、いろんなレクリエーションやっているんです。カラオケをやったりとか、いろんなジェスチャー大会をやったりとか、そういったことをやって、そうしたお年寄りに満足してもらっています。喜んでもらうようなことがあるんですけれども。

その中の1つには、回想法というのがあります。この回想法というのは、もう一つ動作法というのがあるんです。動作法と、それから回想法というのがありまして、いずれにしても心理学療法だと言われていまして、心理学的な視点から、この入居者もしくはこのデイサービスに来ておられる方々を、まず、知っていただくといいますか、そうした意味で回想法が導入されています。

まず、回想法とは何かということを、まず、お聞かせいただきたいと思いますし。それから、その回想法の目的、方法、効果ということ、それから、回想法の現場での活用状況、それから、そういった方々の人材教育、それから、この回想法の課題、限界というものも、まずは、お聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇議長(田代はつ江) 田口健康福祉部長。

O健康福祉部長(田口昌彦) 回想法とは、長寿科学振興財団によりますと、自分のことを話すことで精神を安定させ、認知機能の改善も期待できる心理療法のこととされております。その方法は、マンツーマンで行う個人回想法と、10名前後で行うグループ回想法とがあり、昔の民具や写真などを用いて、当時の思い出を語ります。そのことで、脳の活性化による認知症の進行予防、精神的な安定、コミュニケーションの促進、高齢者の方の人生や考え方を実施者が知り、日頃の介護に生かすという効果が期待できるそうです。

現状として、市が行う事業の中で、直接的に回想法を実施したり、市が主体となって回想法を普及・啓発するようなことは行っておりませんが、ぼちぼちいこ会という市民グループが、回想法の要素を用いた活動を行っておられます。

この、ぼちぼちいこ会という団体ですが、平成 25 年に認知症サポーター養成講座のステップ アップ講座を受講された方が回想法を学び、そのエッセンスを用いた出前講座を実施されておりま す。

ぼちぼちいこ会は、懐かしいものに触れ、楽しい時間を共に過ごし、それが脳を元気にする。そ ういったことを目的に、ボランティアとして市内施設や高齢者のサロン、認知症カフェにて活動さ れておられます。

実施されている方は、一般の方になりますので、心理療法としての回想法ではなく、楽しい時間 を過ごすためのコミュニケーションの手段として行われ、認知症の有無にかかわらず、共に楽しむ ことができる機会となっています。

コロナ禍により、活動の見合せが続いておりましたが、現在は、高齢者サロンへの出前講座は、 少しずつ開始されていますし、高齢者施設への訪問活動は、今後再開される予定となっています。 こうした活動は、市民の皆さんが自発的に行ってくださる、尊いものだと考えておりますので、 今後も市として応援していきたいと考えております。

(12番議員举手)

〇議長(田代はつ江) 森喜人議員。

〇12番(森 喜人) ありがとうございます。回想法、ぼちぼち行われているようなことなんですが。もちろん、これは、市がそんなに入り込む話ではないかもしれません。民間でやっていただけるということでありますけれども。

今、答弁がありましたように、心理療法という形ではなくて、楽しんでいただくというのは、あくまでもレクリエーション的なニュアンスだと思います。

これを、さらに深めていくことも重要だと私は思うんです。というのは、現場で働いている人達 というのは、全くそこまで意識がいきません。この入居者の方々に対して、この方をどういう人生 を生きてきたんだとか、そんなこと全く、届かないんですよ。気持ちが届かない。

結局、おむつ交換だとか、もしくは、その入浴介護だとか、食事してもらうとか。そうしたことの、とにかくそれだけでも忙しいんです。めちゃくちゃ忙しい。そういう中で、人の過去に入り込むとか、そういうことは、まず、できる話ではないんです。

ですから、こういった回想法を使って、そうした方々に手助けをしてあげるということは、非常に重要だと思いますので、まだまだこれからだというふうに思いますけれども、ぜひ、そういう方々、ボランティアの方々に対して、もう少し援助をしてあげながら、この介護世界、介護社会を充実させていただきたいなということを、まずお願いをしておきたいというふうに思います。

それに加えて、実は、今日は、介護民俗学の考え方ということを、ちょっと私、質問をさせてい ただきたいと思うんです。

この「驚きの介護民俗学」という本があります。これは、市長さんも少し読んでいただいたという話ですが。介護と民俗学がくっつくっていうことは、普通考えられないんですけれども、介護民

俗学。これは、民俗学を勉強された、六車由実さんという、年は私より 10 歳ぐらい若い方です。 52、53 歳の方ですが。静岡の方ですけれども、大阪大学を卒業されて、もちろん民俗学を学ばれ たわけです。民俗学を学ばれながら、あるきっかけがあって、いわゆるこの介護の社会に入って いったという中で、こういったことを書かれているわけですが。

この「介護民俗学」っていうのは、この六車さんが考えた言葉ですから、これからの、実は学問だというふうに私は思っているわけですけれども。

この方は、今、申し上げましたように、民俗学を勉強して、そして介護をやるんですが、介護っていろんな分野があって、まずは、デイサービスがありますし、それから特養がありますし、先ほどありましたように、グループホームとかいろいろあるんです。

そうしたところを転々とされて、今はデイサービススマイルホームというところ、管理者をして おられるということで、生活相談員それから社会福祉士の資格も取っているというようなことであ ります。

そこで民俗学というと、大家は誰かというと、柳田邦男さんですよね。柳田邦男さん、この方が 民俗学を確立されたと言ってもいいと思うんですが。

実は、この柳田邦男さんも、この本の中に出てきますけれども、実は一番最後は、もう認知症に なられていたんです。

そこで、お見舞いに誰かが行くと「あなたはどこの出身ですか」と聞くというんです。それで、こうこうこうですと言うと、あそこにはこんなことがあって、こんなものがあってみたいなことを答えられるんですけれども、その訪れた方の名前もあんまり覚えていないんですけど、結局、その地名を聞くと、自分のやってきたことが思い出されてくるわけです。

そういったときに、この訪問された方は愕然とされるんです。柳田邦男さんでも、こうなってしまったというようなことで、非常にショックを受けるんだそうです。それでもう、ほとんど二度とお見舞いも行かなくなってしまうわけなんですけれども。

そういうことで、印象的だった方々に対する見方といいますか、そうしたことが激減する、 ショックを受けてしまうというようなことなんです。

そういったときに、どういった形で、そういった、後に言いますが、尊厳というものを持つのか、 持てるのかということを、最後に市長に質問するんですが、まず、回想法と、この介護民俗学の違 いということを、少しちょっとお話をさせていただきたいと思います。

この六車さんが言うには、この老人ホームというのは、これは非常に民俗学の宝庫であるという。 民俗学の宝庫であって、民族学というのは、ある地域へ行って、そして、そこに住んで、その方々 と生活をして、そして、そこで客観的なメスを入れていくという形なんですけれども。

この老人ホームは、もう既に民俗学の宝庫であって、そして、その方々から聞いて、そして聞き

書きと言うんですけれども、聞いて、書き記して、そして、その人の人生、その人の歴史を書いて、 1つにまとめていくといいますか、いう形です。

回想法というのは、レクリエーションですから、あれですけれども。実際の心理学療法としても、 実際、回想法をやろうとすると、なかなかもうテーマが決まっていますので、テーマを決めた中で、 決まってしまっていますので、話がそれていくと、それを修正できなくなっちゃうというんです。 ですから、そういった限界がある。

ところが、介護民俗学というのは、どんどん1対1の関係ですから、1対1で、どんどんその人 の過去に迫っていけるし、いろんな関心のあることを話してもらえるということがあるんです。

認知症の方々にしてみても、そうしたことは同じことを繰り返すことが多いんですけれども、しかし、あるとき、ぽつんと語った中に、そこに何かヒントがあって、だーっと話が進んでいくというんです。そういうことがあるので、回想法と介護民俗学というのは、基本的に違うんだということ。

そして、民俗学というのは、メモを一切取らないんです。その場限りの話なんです。ところが、 回想法っていうのは、しっかりとメモを取って記録して、そして、その人のことを知っていくこと ができるということです。

そして回想法は、評価する側と評価される側、この上下の関係がしっかりしていて、なかなか行けないんですけども、民俗学というのはどうかと言うと、民俗学っていうのは、要するに教えてもらうという形ですから、教えを受ける立場ですので。ですから、下に立って、お年寄りの下に入って、そして、いろんな話を丁寧に聞くという、この基本的な姿勢が違うわけです。

そうした中で、一番、今、記したものがあるということですが、思い出の記、いわゆる聞き書きをすることによって、思い出の日記じゃありませんけれども、思い出の記というものを作成するということが、1つのこれ、目標になってくるわけです。

そして、この思い出の記というのは、それは、先ほど申し上げましたように、大変忙しい介護者 にとってみると、その1つの手助けになるんです。この人の人生を知ることができる。

そして、接するときに、こういう子どものような気持ちで接するとか、もしかして、そういった ことを大切にして接するとか、そういうことができるようになるということで、非常に、介護者に とってみると助かるわけです。

そして、私も実は経験をしましたけれども、親のことって結構家族は知らないんですよね。実は、 私もあるところに勤めていたんですが、そこの会長が亡くなりました。この前、亡くなっちゃった んですけれども。

私もずっと意識して、介護といますか、寄り添って、会社に行ったときは話をしていたんですが、 その人は亡くなってしまったんです。 今、息子が社長をやっているんですが、その社長もしくはその専務も息子なんですけれども、そ うしたら、この子どもたちに聞くと、親のことをほとんど知らないんです。私が接する会長と社長 たちが接する会長は、全く人間像が違うんです。それほどまでに、親のことを知らない。

こういった思い出の記を記すということは、非常に重要なことで、子どもたちが初めて親が亡くなったとき、亡くなる前でもいいんですけど。もう客観的な目で、その自分の親を、親のことを知るという意味において、この思い出の記を残すということは、非常に重要なものであるということだと思います。

それから、本人にとっても、このものは非常に宝物になるのだということで、この本の中に出て くる人の話を見ますと、やはり非常に感謝して、自分がまとめることができなかったことを、まと めてくれたということもあると思うんです。そうしたこともあって、そうした介護民俗学的な視点 で、接していくといいますかね、勝手に考えることじゃなくて、この客観的な目で、この人の人生 を書いてあげるということが非常に重要だということです。

そこで、介護民俗学のこの感想です。部長の感想を教えていただきたいし、介護民俗学的手法の 導入、そうしたことをできないかどうかということについて、お伺いをしたいと思います。よろし くお願いします。

〇議長(田代はつ江) 田口健康福祉部長。

〇健康福祉部長(田口昌彦) それでは、お答えをさせていただきます。

介護民俗学の手法である聞き書きという関わり方においては、議員の御質問にもありましたが、 本人の話を聞き、その言葉を文字起こしし、まとめることが提唱されています。本人の人生につい て教えを受けるという行為が、介護をする、介護を受けるといった主従の関係を逆転させ、自尊心 の回復につながり、書くことがより深い話を引き出すことにつながり、その人とより深く向き合う ことができると言われています。

介護に関わる公的な業務の中で、本人の歴史に触れ、記録に残す機会として、例えば、介護支援 専門員の行うアセスメント作成、支援が必要な高齢者などへの適切な支援を行うための検討会であ る、地域ケア会議の資料作成、介護サービス施設へ出向き、利用者の話を聞く、介護サービス相談 員派遣事業などがあり、介護サービス事業所が行っている業務の中では、利用開始時の本人・家族 からのヒアリングや、居宅支援を行っていたスタッフからの引継ぎなどがあります。

こういった情報を得る作業は、本人の人生を尊重し、ルーツに触れさせていただくといった点において、介護民俗学における聞き書きの考え方と類似している部分もあるかと思いますし、実際に介護士として働いておられる方の話を伺うと、利用者・入所者が、それまでの人生の中で培った考えを探求し、寄り添いながら、日々の介護を組み立てておられるといった、すばらしい姿勢に触れることもあります。

ただし、業務の制約の中で、介護民俗学の聞き書きのように、深くその人の人生に迫るといった ことは困難であると思いますし、場面ごとに、その情報の質や量の濃淡があるかと思います。

このことは、提唱者の六車由実さんも著書の中で、人員不足で逼迫する介護現場において、介護士が利用者の人生と向き合う時間を十分に確保することの困難性を、述べられておられます。

このような状況も踏まえ、改めて介護施設の経営者との交流の機会などにおいて、利用者の尊重 に関わる理念や職員教育の状況などに触れながら、こうした考え方についても、話題に出して意見 交換をしてみたいと考えております。

(12番議員挙手)

〇議長(田代はつ江) 森喜人議員。

〇12番(森 喜人) ありがとうございます。大変難しいことだと思いますが、私も1度、何とかこの六車さんにお会いして、お話も聞いてこようかなと思っていますけれども。

4番目の質問に入りたいと思います。

尊厳を持ち続けるにはという質問なんですが、市長にお伺いしたいと思いますけれども。

介護とかケアというのは、介護職と利用者との間に常に、優位・劣位の関係性が生じてしまいます。つまり、介護してあげる側と介護してもらう側っていうのは、介護してもらう人っていうのは、もう全然動けなくなっているような人というのは、もう全く何もできないんです。

ですから、その介護する人が、もう気に入らなかったら、やらなくて終わっちゃう可能性だってあるわけです。

いったこともあって、そうした優劣の関係が生じてしまうと、尊厳や業者本位の尊重を心がけた としても、非対照的関係が固定化して、尊厳を維持しにくいという現状があります。これは現実な んです。

こういった中で、果たしてどうやって、その尊厳をという気持ちを、持ち続けることができるんだろうかということなんです。ことについて質問したいと思いますが。

実は、なかなか難しいということは、もちろん分かりますので、こういった本があります。上手に老いるための自己点検ノート、いろんな形で出されていると思いますが。これは、いわゆる介護を受ける方が、そういった状況になる前に、自分のことをしっかりと、自分の過去を丁寧に記していくと。

いわゆる介護予防と言いますけれども、この六車さんは「介護に予防なんてないんだ」と。「必ずどんどん老いていく」ということですから。ですから「介護に入る準備なんだ」と。「介護準備という言葉のほうがいいんじゃないか」と言っています。

まさに、この介護準備のために、このものを作成して、そして、どんどん悪くなっていくといいますか老いていく中で、こういったものも有効に、介護者にも理解してもらう。そしてまた、家族

にも理解してもらうというようなことを、始めていったらいいんじゃないかというようなこと。いわゆる、その介護現場に尊厳を持ってもらう、自分自身が努力をして、持ってもらうというようなことも必要なのではないかということを言っているわけであります。

こういったものも活用もあります。そして、何よりも利用者の人生の厚みを知ることが、敬意を もってかかることじゃないかと思うんですが。

市長に、その点について、尊厳を持ち続けるということが、どうすればいいのかということについてお伺いをしたいというように思います。よろしくお願いします。

〇議長(田代はつ江) 日置市長。

○市長(日置敏明) お答えをしたいと思いますが、今回の森議員の御質問、介護現場における、 言わば人間尊重といいますか、そういう深い思いの中で様々な角度から御質問をされていると いうふうに、受け取らせていただきました。

御質問をお聞きをしておりまして、かつて、私が岐阜県の健康長寿財団というところに在籍をしていたんですが、そのときから、もう相当前になるんですけれども。やはり、認知症に対応するために、回想法というような話とか。あるいは、高齢者には傾聴をすると。耳を傾けるという意味の傾聴ですが、傾聴ということも大事だと。あるいは、自分がどう生きてきたかというようなことを、家族やいろんな方にも理解してもらう。そういうようなことのために、当時は、今はそれほどのブームになっているかどうか分かりませんが、自分史作りということが盛んに言われておりました。そういうことで、この健康長寿財団でやっていた、今あるかどうか分かりませんが、岐阜県シルバー大学講座という講座がありまして、これは、岐阜地域あるいは郡上市でもやったこともありますけれども。そんな講座の中の科目として、たしか傾聴とか自分史作りとか、回想法の話もあったんではないかと思いますが、そんなことを思い出しました。

御指摘のように、やはり、もう本当に、施設でデイサービスなりあるいは入所をするという形で、介護を受けるということになりますと、本当にお世話をしてもらう、片一方のほうは、お世話をしてあげるというような、してもらう・してあげるというような、本当に確かに人対人という形の中では、非対称というか、いわば対等ということの考え・立場には、なかなかなりにくいという中で、どうしても入所者の皆さんあるいはサービスを受ける人たちは、そういう意味では自分の心を閉ざしがちであったり、あるいは、そういう仲間同士のやはり会話とか交流とかっていうことも、やりにくいということだろうと思います。

実際に、私も時々、市の特養の偕楽園へお邪魔したりなんかすることあるんですが、やはり入所 しておられる方々は、それぞれがお互いに、非常に活発に交流しておられるという状態ではないし、 職員もそういうことで、個々の方々に一人一人深く時間を割いて対応しているという、そういうこ とができるという状態でもないという、介護現場の実情もあると思います。 そういう中で、今、お話がありました回想法あるいはいわゆる介護民俗学という新しい提唱ですけれども、それぞれ非常に、そういうものを完全に取り入れるってことは難しいかもしれないけれども、そうしたものを、やはりそういう手法というか、そういうものを取り入れることによって、入所をしておられる方、介護を受けられる方、サービスを受けられる方々の尊厳を守るということも、非常に大切なことだというふうに思いますので。

先ほど部長が答弁しましたように、それぞれの施設の中で、限られた人員の中で、あるいは先ほどおっしゃったような、例えば介護民俗学の手法によって、聞き書きをするとか、なかなかそのためのスキルも要る話だと思いますので。どれだけ直ちに取り組めるかどうかは、また別として、いろいろと参考になる御意見として拝聴いたしたというふうに申し上げたいと思います。

1つは、そういうやはり介護現場の、そうしたことを配慮した取組みということが大事だということとともに、もう一つは、やはり私たちが、介護を受ける立場に、もうなりきってしまうという前に、やはり、自分のこれからどうしていきたいのかとか、あるいは、自分の歩いてきた道というようなものを、家族にちゃんと伝えるとかっていうようなことですね。

そういう意味では、先ほど申し上げた自分史であるとか、先ほども御紹介がありましたが、言わばエンディングノートといいますか、そういうようなものは、非常に有効であり、これからも大切なんじゃないかというふうに思います。

先ほど示されたそういうノートのほかに、郡上市のほうでは、こういう「いきいきと生きて逝くために」ということで、そういう、言わば生きて逝く、こっちの2番目のほうの「いく」は逝去するという、亡くなるという意味の逝くなんですが、こういう意味の、やはり書き込み式のノート、これは全国の国民健康保険の診療施設の協議会が作ったものですけれども、無料で配布をしておりますので、こういうものを使って、やはり御自身がどうしたいのかというようなことを振り返る。あるいは、伝えるということが必要かと思います。

それから先ほど申し上げましたように、今、もう市販されているかどうか分かりませんが、例えば個々人の人たちが、自分を振り返るためには自分史ノートというようなことで、これは昭和何年、西暦何年で、その年に起こったこととか、はやった歌とか、その他もろもろの社会事象であるとか、その年に生まれた人とか亡くなった人とか、要は過去のことを思い出すための1つの手がかりになるようなことが、例えば、片一方のほうに書いてあって、どうぞ御自身のことを記録や思い出すことを書いてくださいというような、書き込み式のノートでありますが。こんなものも市販をされているのではないかと思います。

こういうことで、言わば、こうした自分で自分のことを整理をして書くということは、言わば自 分で自分に対する聞き書きをすると。自分で自分が行う民俗学でもあるというふうに思いますので、 そんなこともするといいのかなと思っています。 ただ、かく言う私も、もうそろそろそういう時期に来ているんですけども、とてもそんなことを しておりませんで。そのうち、そのうちというふうに延ばしておりますけれども。そろそろ、こん なことも考えていかなきゃいかんのかなというふうにも思っております。

いろいろ御指摘を頂きました介護とかそういうもののサービスの根底になければならない考え方、 そして、そうした理念というようなものを御指摘になったのではないかというふうに思いますので。 今回の御指摘を受け止めて、また、郡上の、例えば介護の質、あるいは、これは介護だけでなしに、 地域社会全体あるいは家庭における、高齢者と若い人達世代との交流とかというようなことでもあ るかと思います。

今、別に介護ということではないんですけど、例えば、明宝では、たしか中学生が高齢者に聞き 書きをして、そして、地域の歴史、先人が歩いた道を、しっかり若い人たちに受け継いでいこうと、 こういう試みもされているというふうに承知をいたしておりますが。

御指摘になったことは、一人、介護にだけでなくて、いろんな意味で地域社会・家庭等にも通ずる大切なことというふうに受け止めさせていただきました。

(12番議員挙手)

〇議長(田代はつ江) 森喜人議員。

〇12番(森 喜人) ありがとうございました。介護は、いずれにしても、地域づくりという ことだというふうに思います。ぜひ、回想法も含めて、この介護民俗学、施設のトップの方に は、ぜひ勉強しほしいなと、そういう段取りを組んでほしいなというふうに思っております。

実は、ちょっとこの文芸春秋、市長も読まれたかもしれませんが。12 月号の中に、ちょっと、ページは忘れましたので……。ドクター、お医者さん。山崎章郎さんという 75 歳のドクターなんですが。この方は緩和ケア医と言って、終末医療の概念を変えたという方だそうですけれども。

この方が、御自分で、もう既にステージ4のがんにかかってしまっているということで、その方が言われるわけです。もちろん、もう死を目前にしておられますから、また感じ方が、我々とは全く違うんだと思いますが。

重視しているのは、患者の尊厳であるというふうに書かれているんです。どういうことかと言うと、人生の最後が平和で穏やかだからといって、尊厳があったということは言えないと。この平和で穏やかだけでは駄目なんです。要するに。

大切なことは、その人が亡くなる過程を、自分の人生観や価値観によって自己決定することで、 人間らしく精いっぱい生きることであるということを、この尊厳だというふうに言っておられるわけです。

ドクターにして、こういったことを言われるわけですから、介護現場も、本当に若い人たちが、 こんなことを悟るということはできないと思うんですけれども。 しかし、トップの方々、施設の長、社長とか理事長とか、そうした方々においては、そういった 尊厳ということをしっかりと考えて、そういった施設の上なり、もしくはデイサービスの経営なり をしていただきたいなということをお願いを申し上げまして、丁寧な御答弁を頂きましてありがと うございました。

以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、森喜人議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定いたします。

(午前10時12分)

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時25分)

◇ 三 島 一 貴 議員

- ○議長(田代はつ江) 6番 三島一貴議員の質問を許可いたします。6番 三島一貴議員。
- ○6番(三島一貴) 議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私、今回の一般質問は、給食のアレルギー対応について、1点、質問させていただきます。 その中でも4項目ほどございますので、一つ一つよろしくお願いをいたします。

2019 年の6月定例会一般質問において、私から、学校給食のアレルギー対応についてということで、今、かなりの児童生徒の多くの方が、アレルギーを持った方々がおるということで、学校の対応または病院との連携を取って、この食物アレルギーっていうものは、本当に命に関わるものでありますので、しっかりとした対応をしていただきたい。そのようなお願いをしながら、一般質問をさせていただいたことでありました。

今回、教育委員会におかれましては、食物アレルギー対応についてのマニュアルを改訂されたということであります。

まず最初に、1つ目の質問ですが、その改訂された説明をっていうことで、保護者向けの説明会を 10 月に行われたということでございます。そのときの保護者の参加状況、こちらは、普通に会場での説明またはこのコロナ禍においてのオンラインでの説明、そういったことをやられたと聞いておりますので、その参加状況をお聞きしたいと思いますし。一緒に、その後、説明会後、そういった保護者から、意見やいろんなものが出たと思いますが、そんなことがあればお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(田代はつ江) 長尾教育次長。
- **〇教育次長(長尾 実)** お答えさせていただきます。

食物アレルギー対応マニュアルの改訂に関わります保護者向け説明会につきましては、10 月に 3回実施いたしました。

1回目、10月4日につきましては、昼12時 15分からの、オンラインのみによる開催には、20名が参加されました。

2回目の、10月4日、19時からの郡上市総合文化センターで開催には、40名の参加があり、うち9名が会場で31名がオンラインで参加されました。

3回目の、10月6日、19時からの白鳥ふれあい創造館での開催には、24名の参加があり、うち7名が会場で17名がオンラインで参加されました。

3回の参加者の合計につきましては84名で、うち68名がオンラインの参加となりました。 参加された保護者からは、次のような御質問・御要望等を頂きました。

完全弁当の場合でも、献立使用材料表を見て食べられる日があれば、給食を頼めるのか。持参する弁当の品目が増えるなどの心配もあるが、学校と相談する機会はあるか。給食で使わない食材の明記を、特定原材料の7品目から特定原材料に準ずるもの 21 品目に広げられないかなどの御質問・要望等はございましたが、対応させていただく旨の回答をさせていただきました。

なお、頂いた質問や御要望については当日または後日の食物アレルギー調査の依頼の中で御回答 をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

(6番議員挙手)

- 〇議長(田代はつ江) 三島一貴議員。
- ○6番(三島一貴) 思ったより多くの方が参加されているのかなというのが、やっぱ現実なのかなと思います。本当に食物アレルギーを持った子どもたちが増えている現状の中で、今、言った人数で保護者の方ですから、やはり、子どもの数にすれば本当に相当な数が出ております。

保護者にとっては、本当に自分の子どもが食物アレルギーを持って大変ですし、学校での生活も 心配をしている中、これだけの、やはり皆さん心配されているということであります。

私のほうに意見も来ておりまして、そういったアレルギーに対しての細かい内容のことではなくて、まずは教育委員会のやり方として、意見を聞いております。

当日、参加をしたんですが、いろんなそういった改訂された内容を説明されたんですが、当日、配布資料もなく、いろんな変更点もあったんですが、そういったことも口頭で説明されるばかりで、家に持って帰れるような資料もなく、本当に一方的な、何か説明というか、もう結果報告だけの感じで。ちょっと、これは学校教育としてどうなんだっていうことで、意見を頂きましたんで、あえ

て今日、ここでまた一般質問をさせていただくことも決めさせていただいたところであります。 そういったこともありますが、これは、また後で3番のほうでお話をしたいと思いますので。 まず、今度は2番に入りますが、単純に、なぜ今回、このアレルギー対応を改訂されたのか。そ の辺は、いろいろありますが、簡潔に分かりやすく御説明いただきたいと思います。

〇議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

〇教育次長(長尾 実) お答えします。

郡上市では、平成 24 年に国や県に先駆けまして、独自の食物アレルギー対応マニュアルを作成 し、栄養教諭や給食センターの職員の方々の努力により、可能な限り一人一人のアレルギーの状況 に合わせまして、代替食や除去食を出すなど、丁寧な対応を行ってまいりました。

今回、アレルギー対応マニュアルを改訂した理由につきまして、2点ございます。

1点目につきましては、年々、食物アレルギー対応の必要な児童数が増え、食物アレルギーの対応が多様化・複雑化することにより、少しずつ現在の給食センターの環境体制においては、安全安心な給食の提供が難しくなってきたため、学校給食で最優先されるべき安全性の向上を図るためでございます。

食物アレルギーにつきましては、令和元年6月の議会で、一般質問で三島議員さんが御質問をされました。その際、回答させていただいたデータでは、保護者からアレルギーの申請が出ている食物は 113 品目でございました。それぞれの品目で、アレルギー症状を持つ児童生徒の延べ人数は 344 人でしたが、今年度、特定原材料の7品目と特定原材料に準ずるもの 21 品目だけの対応でも、述べ424 人に対応しております。

このように、郡上市においても、食物アレルギーの児童生徒数が増加しております。これまで郡 上市においては、卵、乳、小麦の三大アレルギーを含む特定原材料の7品目と特定原材料に準ずる もの 21 品目以外にも、多様な食材食品に対して、可能な限り給食でのアレルギー対応を行ってま いりました。

現有の限られた設備と調理員で、時間内に給食の提供を行わなければならない状況でございます。 アレルギーの対応が多様になり、数が増えることに対して、アレルゲンとなる食材をなるべく使わない献立を作ることや、アレルギー対応の区画を作る調理の時間をずらすなど、調理の段階を工夫することで何とか対応してきたのが状況でございます。

しかし、食物アレルギー対応の必要な児童数が増え、食物アレルギーの対応が多様化・複雑化することにより、現在の給食センターの管理体制においては、安心安全な給食の提供が難しくなってきておるという状況でございます。

実際に、郡上市内においても、重大な事故につながりかねない食物アレルギーの事案も起こって おります。食物アレルギーは命に関わる重篤な症状に陥る危険性があり、慎重な対応が求められて いるため、今回、学校給食で最優先されるべき安全性の向上を図るという理由で、改訂を行いました。

理由の2点目につきましては、学校給食を通し、児童生徒が自己の食生活や身体の状況に関心を持ち、将来、自己管理ができる力をつけるためでございます。こちらについては、令和元年の三島議員さんの一般質問における答弁でお答えさせていただいた点でございます。子どもたちは、学校を卒業しますと、どこでも自由に、自分で食事ができ、そのときには自分で自分の体へ命を守る力を付けなければなりません。自分自身の体のことを理解して、栄養バランスを考えた食事をすることや、アレルギーの知識を身につけ、アレルゲン食物を除去するなど、どの子も自分の健康や命を守る力を身に付けさせるという自己管理能力も、学校で育てなければならない大切な力であると考えております。

このような2つの理由や、給食の現状を踏まえ、文部科学省によります、学校給食における食物 アレルギー対応指針に基づき、安全性を最優先し、児童生徒の命を守ることを最重要視として、郡 上市の食物アレルギー対応マニュアルを見直しを行ったところでございますので、よろしくお願い いたします。

(6番議員挙手)

- 〇議長(田代はつ江) 6番 三島一貴議員。
- ○6番(三島一貴) あえて、1番と2番と、先にこれを質問させていただきました。本当ならば、2番を先に質問するべきなのかなと思いましたが、ちょっと、あえてこのような順番で聞かさせていただきまして、ここで本題3番へ入りたいと思います。

3番には、食物アレルギーに対しての対応の考え方はということでありますが。

今、このお話を聞く中で、今までは、いわゆる代替食ということでして、例えば魚が駄目なアレルギーのある子に対しては違うものを出すというようなことだったと思います。それが、多様化する子どもたちが多くなって、また、アレルギーの種類が多くなったことによって、一人一人に対して代替にするおかずを出すことが難しくなってきたっていうことでっていうことだと思いますが。

これは、大変なことは、もう重々分かります。もう本当に、この多くの子どもたちに対して、一人一人に対して代替食を作るというのは、給食センターにとっても大きな負担だということで、分かりますが。でも、実質、この今回の改定を見ますと、どうしても、この郡上市、給食に対しては縮小したのではないかと思われてしまうんです。

その中で、説明会の中で、これからはもう代替食は出せません。アレルギーの対応は、このようにします。保護者の皆様、給食で出せませんので、お弁当の用意をお願いしますというような説明だったと思います。

保護者にとっては、この時期に来まして、もう来年4月からそうですって言われたときに、えー、

来年から、そうすると給食、代わりにお弁当を出さないといけないんじゃないか。すごく困っておるというのが現実であります。

今回、こうやって質問させていただくんですが。新聞の、マスコミで見ましたが、隣の美濃市さんが、新しく給食センターを造られたっていうことを見まして、アレルギーに対応されたということで。

先日、この質問をすることにしたがって、僕、視察へ行ってまいりました。新しく給食センターを移転されて、新築されとったんですが。そこの給食センター長さんとお話をしたんですが、まず 1点、第1に一番心に残っておることが、センター長が言われた一言があるんです。

美濃市では、学校教育の1つとして、全ての子どもたちが給食を楽しめるようにしてあげるんだと一言言われました。「子どもたちのことを考えて、給食を出すんだっていうことでやっています」っていう一言が、もう本当に心に響いてまいりました。

何をしとるんかといったら、もう給食をアレルギーの代替するんじゃなくて、もうはなから全てに低アレルゲンのメニューにするということです。

いわゆる7大アレルギーの、7つのうちの4つを、もう最初から除去したものを、全ての児童に 出すということをされているっていうようなことでした。

いろんなメリット・デメリットがある中、お話を聞いておりますと、子どもたちが一番いいのは、アレルギーのある子どもたちもおかわりができるようになったと。今まで代替食で出された子どもたちは、代替食一品しか来なかったもんですから、もうそれを食べて給食終わっておりましたけど。低アレルゲンメニューにしたことによって、皆さんと同じものが一緒に食べれる、そしておかわりもできる。そういう子どもが喜ぶという姿があるということでありました。

また、先ほど改訂の中で、いろいろなあの事故等すごい危険なことって言われていましたが、先生たちもこういった事故がなくて、低アレルギーメニューにすることによって、アレルギーの対応の軽減されるということで、先生たちも安心して学校のことをやっておるということでした。

特に、郡上市で働かれた先生が美濃市へ行かれるっていうこともあると思うんですけど、そういった方々、来てもらうと、本当に楽になったというか、安心して給食に取り組めるって喜んでみえるということも、美濃市の人たちは言っていました。

デメリットとしては、やはりコストが高いんじゃないかって言われるんですけど。今、近年、 やっぱりこういった発達によって、もう低アレルゲンメニューの仕入れがすごくできると。メ ニューも増えておりますし、豊富にありますから、いろんなことができるということも言っていま した。

コスト的にどうですかって言ったら「正直な話、分かりません」と言われました。前のその低ア レルギーメニューを取り扱ってないときと、使ったからといって、どれぐらい予算が上がったかと いうのは、正直分かりません。

ただ、そんなに上がっては。高いと言われれば高いかもしれませんけど、それほど気になるほどでもないですし、そのまま予算のほうも通って、子どもたちのために、そういう取組をやっているっていうようなことでありました。

近年、そこの隣の地でもやっておりますし、その美濃市さんに話を聞いておりますと、大阪の箕面市っていうところが取り組んでおるということで、それを参考にしてやられたということを言っておりました。

箕面市さんのほうのホームページも、僕も確認をしたところ、ここももっと、もう本当に7つの要素を取り除いた、低アレルゲンメニューの給食を出しているっていうようなことで、やはりホームページを見ますと、子どもたちが、全ての子どもが給食を楽しめるようにということで、考えてやっているということをやっておりました。

そんな中、やはり、この郡上市、今回の改訂がありましたが。本当に、これから市として、この 食物アレルギー対してどのように考えて、そして今後、どのように対応していくのかを、まずはお 聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

〇教育次長(長尾 実) お答えします。

今回の改訂におきまして、これまで行ってまいりました、代替食や除去食の提供が、特定原材料 7品目に限定されておるため、一部の御家庭では、お弁当を持参する回数が増え、御面倒をおかけ することもありますが、今回の改訂の理由でもお答えしましたが、学校給食で最優先されるべきは 安全性でございまして。今回の改訂も、学校給食における食物アレルギー対応、全体の安全性の向 上を図るものでございます。

10 月に行いました保護者の説明会においても、改訂理由については、丁寧に説明をさせていただきました。

郡上市といたしましても、安全性が十分に確保される方法で、栄養価の充足や、おいしい、彩りのよい、全ての児童生徒が楽しめるおいしい給食を目指しております。

今後の対応につきましては、まずは今回の食物アレルギー対応マニュアルの改訂に沿った対応を、 令和5年度から学校給食センター過程で、正式に実施してまいりたいと考えております。

実施後には、夏休み前をめどに保護者や学校、給食センターにアンケートを実施し、結果に基づき食物アレルギー対応マニュアル検討委員会で、以降の対応を検討してまいりたいと考えております。

その後も定期的に行われる、給食に関わる会議において、食物アレルギーの対応について、議論 していきたいと考えております。 その中で、給食センターの環境や状況を考慮しながら、安全性を確保した上で、できることや対 応品目を増やすことができないか等について、検討をしてまいりたいと考えております。

また、低アレルゲンメニューにつきましては、郡上市においても、以前から市の栄養教諭部会が中心になって進めております。栄養教諭の努力と各給食センターの協力によりまして、11 月の献立では、給食実施数 19 日のうち 4 日から 8 日でアレルゲンメニューが出されております。

来年度からは、毎月の献立に低アレルゲンメニューの日が分かるように、表示もさせていただき たいと考えております。

今後も、他の市の対応など、多様な取組や実践を参考にして、限られた給食費の中ではありますが、安価なアレルギーフリーの食材を設定したり、アレルゲンに変わります食材を使用して、できるメニューを開発したり、低アレルゲンメニューの取組を進め、みんなが楽しめる給食を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(6番議員举手)

〇議長(田代はつ江) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 私のほうに、保護者から要望としていろいろ来ております。

まず一番に、対応7品目をできる限り増やしてほしい。低アレルゲンメニューへの取組を、至急 進めてほしい。だから、7品目に対応しようと思うと、増やそうと思うと、やはり低アレルゲンメ ニューが一番いいのではないのかなと思います。

もう一つが、食物アレルギーを持つ子どもたちの保護者の話を聞いてほしい。聞いておりますと、 今回の改定も、教育委員会のほうで進められたと思いますが。事前にいろんな話を聞いていないと いうようなことであります。

もう、やはり順序として、その保護者の方、一番苦労されている方のことを聞いてほしいです。 もし、先に、これを改訂前に聞いておれば、やはり保護者の方からも、この低アレルギーメニュー のことについては、出たと思います。一番それを分かっているんです。アレルギーを持っている親 というのは。

うちの子どももアレルギーを持っています。食事に行きますと、外食しますと、外食もそうです し、例えばお菓子、おやつを買いに行くときもそうですけど、必ず材料も、裏面を見ます。何を 使っているか。もうそれは親として、当たり前なんです。食事に行っても、卵は使ってない、乳が 使っていないかとか、もう全てメニューで見て、メニューに書いていなければ、店員さん呼んで 「すみません、アレルゲン教えてもらえますか」ということで、すごく考えてやっております。

もう保護者の方は、それぐらいもう本当に敏感にやっておりますし、そのこともあって給食に対 しても、すごいお願いがあると思います。

そういった話をしっかりと聞いていただければ、今回のようなことはなく、またいいものはでき

たのではないかと思います。

この改訂前に、しっかり話を聞いておれば、僕がさっき言ったように、この改訂、本当に縮小されたものだとしか考えられません。本当にもう給食センターで危ないから、もうできません。人数がいませんのでできません。機械設備がありませんのでできません。ですので、給食センターでは対応しません。なので、保護者の皆さん、お弁当を作って対応してください。それだったと思うんです。

普通であれば、しっかりと考えて、縮小ではなくて、できないじゃなくて、できることを考えて もらって、それを新しく提案をしていただきたい。そんなことを強く思いました。

ですので、本当に今日、僕もこれでしっかり勉強させてもらったんですが。この低アレルゲンメニューを対応すれば、これ全てがクリアできると思うんです。ですので、本当であれば、もう代替食はできません。郡上市、低アレルゲンメニューに変えますので、それを、御理解を頂きたい。そのような説明会だったら、保護者の皆さん、安心して、これだったら子どもを預けれるなということになったと思います。

このように、後からこういった意見が出るということは、今回の改訂に対して、教育委員会のやり方も、ちょっとまずかったんじゃないのかなということを、ここで強く伝えさせていただきたいと思います。

また、もう一つありました。大地を味わう日という、特別な郡上市の企画をやられましたよね。 これは僕も、担当の委員会でおって、すごくよかったと、僕も学校を見に行かせていただきまして、 そのとき一緒に食事もさせていただきました。

様々な意見もありましたけど、結果、僕はこのイベントはいいと思いますし、担当部長にもお願いしました。これは、しっかりと反省は反省してもらって、来年度以降もぜひ続けてほしい。これは、子どもたちに郡上のものを味わってもらうのは、大切だから、しっかりやってください。絶対、ここでくじけず、止めずに続けてほしいということは伝えたところであります。

しかしながら、このメニューの中で、アレルギーのことを1つも考えられていないんですよね。 例えば、今回のメニューを見ますと、いろいろ魚とか、鮎とかありましたんであれですけど。

例えば、今回のメニューの中で見ますと、クッキーが出ていました。クッキーっていうのは、卵も使っておって、アレルギーの子は食べれません。しかしながら、そこを、例えば、みたらしだんごに変えるんですよ。これ、クッキー出されている業者さんところで、クッキーもありましたけど、そこはみたらしだんごも作っておるんです。そのみたらしだんごにすれば、アレルギーのある子は食べれるんです。みたらしだんごって、比較的アレルギー要素のものが少ないんです。だから、多く食べれる。

だから、そういった細かなことですけど、一つ一つに対して、気配りをしてもらって、子どもた

ちのことを考えてもらって。やはり、そういった給食をしてもらう。子どもたちのことを考えても らうということが、大事なのかなと思います。

本当に、一人一人に気配りを持って、子どもたちのために、この楽しい給食をしていただきたい。 そんなことをお願いをしたいと思いますので。

4月から始まってしまうかもしれませんが、始まってしまうのは仕方ありませんが。しっかりと また対応していただきまして、ぜひ、この低アレルギーメニューの導入を、真剣に考えていってい ただきたいと思います。

それでは、4番の質問に入らせていただきます。4番は、給食センターの運営についてということになります。

まず最初に、現在の給食センター。この市内において、何か所あって、そして職員がどれだけ おって、そして、1センター当たりどれだけの給食を出しているのか。そんなことを聞きしたいと 思いますし、一緒に一括で聞きますが、給食センターというのは、美濃市のところで聞いたときに は、美濃市は、給食センター長は見えますが、事業自体、運営自体は委託をしておるそうです。事 業委託をしておるそうです。

本市においても、今まで給食センターを本市は直営でやっとりますけど、事業委託等は検討した ことはないか。そして今後、どう考えているのかっていうことで。

大和の小学校が統合されます。そういったことで、学校の統廃合も出てくる中、こういった給食 センターの統合等は考えているのか。もしくは、老朽化による建替え等も考えて見えるのかという ことをお聞きしたいと思いますので、答弁よろしくお願いいたします。

〇議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

〇教育次長(長尾 実) 御回答させていただきます。

先ほど私が前段で説明させていただきました部分で不足する部分を、ちょっと追加で説明をさせていただきたいと思いますが。

食物アレルギーをお持ちの保護者の皆様と、全くお話をしていないということではないです。一部の方と、この 10 月前に、そういった機会を設けさせていただき、お話もさせていただきました。そういったところも含め、今後も十分、そういった御意見を反映させていただきたいと思いますし。低アレルゲンメニューについても、増やしていくよう検討してまいりたいと思っております。

大地を味わう日など、特別な企画の中でも、可能な限り、児童生徒がみんな一緒に味わえるような努力もしていきたいと考えております。

今ほど御質問のありました給食センターにつきましては、5センターございます。八幡、大和、 白鳥、高鷲、美並でございます。

給食センターの職員につきましては、市の職員や栄養教諭、会計年度職員合わせまして 48 人で

ございます。

給食の提供数でございますが、3,512 食、八幡が 1,314 食、大和が 637 食、白鳥が 893 食、高鷲 が 275 食、美並が 393 食でございます。

現在、一部学校への配送業務等については、シルバー人材センター等へ業務委託をしておるという状況でございます。

学校給食センターの全体的な方向性につきましては、食の安全性の確保を前提に、小中学校の適 正規模適正配置の取組に合わせまして、給食センターの集約化について検討をするとともに、給食 管理業務の安定かつ効率的な運営の観点から、管理運営の手法の在り方については検討してまいり たいと考えております。

調理業務の民間委託化の検討につきましては、学校給食につきましては子どもたちの健やかな成長を担うとともに、食育の観点からも学校運営には必要不可欠な機能であります。安定して学校給食を提供していくことが求められることでありますので、基本的には、今後も直営で行っていきたいと考えております。

ただ、民間活力の可能性につきましては、メリット・デメリットなどを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(6番議員挙手)

- 〇議長(田代はつ江) 6番 三島一貴議員。
- ○6番(三島一貴) 県内を見ますと、給食事業においては、比較的事業委託が多いんじゃないのかなということをお聞きしました。

美濃市さんに行ったときに、お話を聞いたときも、美濃市さんでは、もちろん長年もう事業委託 をしておると。プロポーザルで募集をしておりますと。

美濃市さんですと、どこですかって聞いたら、岐阜のほうから業者にやってもらっておるってい うことでした。

美濃市さんですと、岐阜市と近いもんですから、例えば、郡上市はそんなことプロポーザルやったときに、岐阜市の会社から、ここまで通ってくれるかっていうことが問題になってくると思います。その話を美濃市さんとしておったら、ただ、管理会社がそれだけで、働いとる人は美濃市の皆さん、職員やもんですから。働いている人は変わらないんですよというようなことを、ボソッと言われました。

そのプロポーザルを出すときに、雇用は地元で取るようにっていうようなやり方で。いわゆる管理業者が管理をするんですけど、働く人は地元の人だというような形でやっているということでもありました。

市内の給食センターは5つあると聞きました。これ美濃市さんの話ばっかりになるんですけど、

美濃市さんは1つでした。児童生徒の数は約1,500人ほどだそうです。正確な数字は、そのときは分からんかったんで、すみません、大体でいいんで教えてくださいってことで聞きましたが、1,500人ほどの給食を1つのセンターで賄っているそうです。

土地的な面積的な違いがありますので、郡上市が1つにすることは必ず不可能だと思いますが。 どうなんでしょう。やはり1センター当たりで、それぐらいは出せるのかなと思いましたが、その 中で、例えば、そのアレルギーは美濃市さんですと80人ほどだそうです。

郡上市に比べたら人数的には少ないのかなとは思いましたけど、そんな形で、そうやって一生懸命やられている近隣の自治体もあるということを御理解をいただきたいと思いますし。

この本市においても、今後この給食センターがどういうようになっていくか、またほんで、今回、 美濃市さんの新築された理由は、もちろん給食センターの老朽化による新築ですけど、それに踏ま えて、アレルギーの除去食ができるような対応を取るということで、やってみました。

今では、卵を除去する食事を作るということで、月2回そういったメニューを出して、もう卵除去というできるラインを造って、やっているということでありました。

本市において、5つもやっぱりセンターもあります。比較的多いのではないのかなと思います。 今後、子どもたちの数も少なくなっていく中、しっかりとした対応ができるように考えていただき たいと思いますし、事業委託に関しては、予算等の都合っていうか、どちらがいいのかっていうの は、やはり試算していただかないといけないですが、比較的多くの自治体が事業委託を選んどるっ てところでは、やっぱりそれなりのそのメリットはあるんじゃないのかなと思います。

今まで検討したことはないようなことでありますけど、しっかりと、そこは研究していただいて、一番最初にありました、子どもたちのために、やはり一人一人に気配りを持って、子どもたちが楽しめる給食作りのために、こういった給食センターの設備の整備等もしっかりと考えていただきたいということで思います。

今回の一般質問に関しては、本当にこの食物アレルギーの子どもたちに対して、子どもたちが楽 しく学校へ行って、給食を取れる。

人間の三大欲の中で食欲ありますよね。やはり、人間にとって食べるということは、とても大切なことであります。子どもたちが、小さな頃から楽しい給食。僕、子どもの頃を思い出しますと、本当に給食が楽しみで仕方なかったと思います。

そして、給食が大変おいしかったです。今の子どもたちも、そうやって自信を持っていってもら えれば一番うれしいんですよね。本当に給食がおいしくて、給食も楽しく食べれました。

今、コロナ禍において、黙食だということで、ずっと言われていましたよね。この前、新聞を読んでおりましたら、国のほうから黙食を辞めましょうということも提案は出ておりました。やはりこれから、子どもたちが楽しく、皆さんとおしゃべりしながら、おいしいものを食べれるような環

境を、郡上市にとってしっかり取っていただきたい。

子どものために、全て子どものために思って、しっかりやっていただきたいと思います。

教育長、今日これを聞いていただきまして、最後に所感を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(田代はつ江) 熊田教育長。
- ○教育長(熊田一泰) 私のほうから、まず議員の質問については、教育次長が答えたとおりでございます。

それから、まず最初に、アレルギーのことについては、アレルギーを持つお子さんの親御さんが どういうような思いを持っているかっていうのを、教育委員会に言われたときに、私も逐次、報告 を受けております。その中で、やっぱりアレルギーを持っていても、同じように給食を食べさせて やりたいとか、やっぱり品数が少ないとかじゃなくて、やっぱり寂しい思いをさせたくない。そう いう親御さんの切なる思いっていうのは、本当によく分かるところでございます。

また、一方、栄養教諭さんたちの話の中で、例えば、卵や乳や小麦を使わず、栄養教諭さんの中には、安全ということと、それからおいしい給食を作ってやりたいと。そういうときに、そういうものを除去した上で、おいしい給食を作っていくことの難しさもあるんですよってことも、1つは聞いています。いろんなものを使いたいという思いもある。でも、安全にしなくちゃいけない。

そのことで、私の心にずっと残っておりますのは、昨年度だったと思いますけど。郡上市の中学校を卒業した生徒が、高校入試を前にして食物アレルギーによるアナフィラキシーショックでお亡くなりになりました。そのときの親御さんの悲しみというのは、物すごいものがございまして。その話は、私のところも伝わってきました。

そのときに、やっぱり栄養教諭さんたちが対応する必要性っていうのもよく分かるけれど、もし教育長、万が一、それによってお子さんの命が亡くなったときに、それは一番悲しいことはないですかということも、栄養教諭さんが一番最初に言われることで。その気持ちも私、非常によく分かります。

そういう意味では、私は今回のアレルギーについては、決まったから終わりではなくて、やっぱり、これからできることはないのかとか、さっき議員も言われましたけど。そういうような、あるいは、親御さんのほうもそうですし、栄養教諭さんのほうもですけれども、教育委員会として双方の気持ちにより添えることはないのかってことは、やっぱりここから考えていく姿勢は捨てないで、持ち続けるべきではないかなと思います。

最後の給食センターの管理等については、昔は岐阜のほうは各学校に給食室があって、私も岐阜 に勤務したことありますので、近いってことはいいことなんですよね。あったかいものが届くし、 それから何かあったら、すぐ変えれるしとか足りなかったらすぐ持ってくる。 でも、それもいろんな面で統合されていきました。関のほうなんかも委託をしておって、委託は やっぱりいい面も悪い面もあります。例えば、教育委員会なんかで言うと、逆に言うと、いろんな ものが混ざっているときに、今までは教育委員会、一手に批判を受けるんですけど、委託している と、委託したところへ逆に教育委員会が指導するような形で。逆にこんなことを言っては失礼です けど、責任がそっちへ行くような感じのところもあるという話も聞いています。それよりも、子ど もさんの安全が、どちらが責任があるかより大事なんですけど。

また、委託ということで、細かい身動きはなかなか難しいということで。例えば、関なんかでも、 台風が来そうなら、もう全てお弁当にしますっていうことで、全ての市に、もう前もって弁当。郡 上市の場合は、本当に朝ぎりぎりまで何時まで見て、できるかできないかっていうのは、対応はで きないかということや、あるいは郡上市は、大変おっしゃったように広いですので、地域によって 対応を変えてしているっていうことも、メリットの1つではあるかなと思います。

これについては、先ほど議員も言いましたし、次長も言いましたので、これから考えていかなく ちゃいけないメリット・デメリットっていうことは思いますので、これについても、これで終わり ということじゃなくて、課題の1つとして考えていきたいと思っています。

以上でございます。

(6番議員挙手)

- 〇議長(田代はつ江) 三島一貴議員。
- ○6番(三島一貴) 教育長ありがとうございました。

本当に、子どもたちのために、どうかしっかりと進めていっていただきたいと思いまして、私の 一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(田代はつ江) 以上で、三島一貴議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定いたします。

(午前11時02分)

〇議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◇ 田 中 やすひさ 議員

- O議長(田代はつ江) 11番 田中やすひさ議員の質問を許可いたします。
 - 11番 田中やすひさ議員。
- **〇11番(田中やすひさ)** 午前中最後の質問者となりましたけれども、通告に基づき質問したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

1点目は、地域課題を公有資源として捉える取組についてであります。

地域を歩くと、「この辺りを見てみ。みんな 70 歳以上や。用水などの守りもできんし、どうすればいいんや」との声をほうぼうからいただきます。

さきの議会でも、今まで地域で取り組んでいた草刈りなどが地域でできなくなっているとの指摘 が複数の議員からも出されました。

こういった課題は、本市だけではなく全国的な課題であると認識していますが、これらの現状を 逆手に取って、集落の井普請などを交流人口の資源、体験としてプログラム化している自治体もあ ります。

課題をむしろ資源として捉える逆転の発想は、集落の課題のみならず、人口減少の担い手不足の 課題に対して、幅広く応用可能なものであると考えます。

本市でも、地域の困り事、団体の困り事などを外部の力を活用して新たな枠組みで解決を目指す というスキームづくりが必要であり、これにより、担い手不足に悩む地域の課題解決と関係人口の 構築が目指せると考えますがいかがでしょうか。担当部長のお考えをお聞きいたします。

〇議長(田代はつ江) 田中やすひさ議員の質問に答弁を求めます。

三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長(三輪幸司) それでは、お答えをさせていただきます。

移住した定住人口や、観光で訪れる程度の交流人口でもなく、域外に在住しながらもある地域と 継続的に多様に関わる人々を指す関係人口でございますが、その関係人口の全国的な傾向としましては、人口減少や高齢化による地域の担い手不足などの課題解決につながる人材として、近年、その活躍が期待されており、全国でも様々な取組が展開されているというところでございます。

取組内容としましては、農業用水路の修繕でありますとか、地場産品のPRのほか、関係人口を受け入れる地域側の人材や、地域の課題と外部人材をマッチングする中間支援組織の育成等が行われている状況でございます。

郡上市においては、関係人口の獲得の取組を平成 25 年度から進めてきております。主なものとしまして、郡上の資源や魅力を都市部在住の人に届け、将来的には郡上の関わりやその資源を生かす人を育てることを目的とした郡上藩江戸蔵屋敷でありますとか、郡上の出身者や縁者、郡上ファンが集い、会員同士の親睦を深め、郡上との新たなつながりづくりの場としての東京郡上人会の交流会開催が挙げられます。

これらの取組に参加した人の中には、その後、何度も郡上を来訪されたり、ふるさと寄附をしていただいたり、また郡上産品を都市部で扱う販路拡大に尽力してくださるほか、SNS等で郡上の情報発信をするなど、多様な関わりを持ってくださる方々が見えます。

こうした取組は行っているものの、課題点も認識しているところでございます。

郡上とさらに関わりを持ちたいと思ってくださる方々に対しまして、郡上として具体的にどのような関わりや支援をしてほしいのかという、関わりしろを提示できていないことや、これまでは首都圏向けのイベントが多く、他のエリアで関係人口となり得る方々の把握でありますとか、イベント参加以外において郡上と継続した関わりを持つ方など、関係人口として明確な位置づけができる人数の把握が不十分であることなどを課題として認識しているところでございます。

今後の取組としまして、都市部に住む郡上出身者や郡上ファンの中から、郡上と継続した深い関わりを持ってくださる関係人口の獲得により、持続可能な地域づくりにつながるような取組の検討でありますとか、市内各地域の振興策や地域課題解決につながるような関わりしろを、市の事業のほか、地域や団体の活動などから収集するとともに、それらを発信し、マッチングできる人材の育成や受入れ体制等の構築に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

将来的に、これらが構築されることとなれば、担い手不足に悩む地域の課題解決が目指せるのではないかと考えているところでございますのでよろしくお願いいたします。

(11 番議員挙手)

〇議長(田代はつ江) 田中やすひさ議員。

○11番(田中やすひさ) 郡上市が、人口が減少していくということは否めない事実かもしれませんけれども、地域づくりに関わる人材の人口がどれくらいかということは、郡上市が進めて見える人づくりの関係も関わってきますし、また今の関係人口も関わってくるような問題だというふうに思いますので、ぜひ地域の切実な課題を交流資源として位置づける取組みをしっかり考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2問目に移ります。

平成 23 年に河川空間の利活用に関する規制が緩和されました。これによって、水辺のオープンカフェや川床、イベント広場などによる多様な利活用が河川空間で可能になり、全国的にも進められております。

市民にとって、川はとても身近なものですが、本市の資源である河川空間をまちづくりにもっと 生かすことによって、市民にとってももっとわくわくする郡上につながるんだというふうに思いま す。

土日、休日、出かけるのは市外に行く。こんな声をお聞きします。もっと郡上で、家族で楽しめる場所がほしい。こんな声もお聞きします。

例えば徳永にあるウインドパークであれば、じゃぶじゃぶ池周辺をもっと整備して、小さな子どもたちが気軽に水遊びができる場にしてほしいとか、芝生広場でどんどんイベントが開かれたら楽しい。フードトラックなんか来てくれたら楽しい。三世代でみんなが集まる空間になってほしい。様々な声をお聞きしております。

河川空間をまちづくりに生かすにぎわいをつくり出すことは、市民の生活の豊かさそのままに直 結する施策であると考えます。担当部長に市の方針をお聞きいたします。

- 〇議長(田代はつ江) 小酒井建設部長。
- **〇建設部長(小酒井章義)** お答えをしたいと思います。

まず初めに、ただいまのお話の中にありました、国におけます河川空間の利活用についてでございますが、お話の中にありましたとおり、平成23年に河川敷地の占用許可の準則、これの一部改正が行われたところであり、都市及び地域の再生等のための河川敷地における営利活動を認めることとされていました。

さらには、平成28年には営利活動を行う事業者による河川占用期間が3年から10年に延伸をされました。

こうした継続的な営利活動の取組により、人のにぎわいを呼び起こし、地域再生活性化に資する ということであると考えられております。

郡上市における河川空間の活用状況でございますけど、御存じの部分もあると思いますが、現在、 市内には、ただいまお話がありました大和町内のウインドパーク、八幡町内には中河原公園、また 美並町内には遊遊ふれあい広場などといった、河川敷地内に公園的な敷地が幾つかございます。

これらの活用の例としましては、ウインドパークにつきましては、花火大会の観覧であったり、 鮎釣り大会の会場だとか保育園の遠足先というような形の御利用もされています。

中河原公園につきましては、中高生の鮎釣り大会の会場という形でも理由されている状況ですし、 遊遊ふれあい広場ではラフティングであったりカヌー、こういったものの利用の出発、終着場とい うところでキャンプ等にも御利用していただいているというような状況かと思います。

しかしながら、これらにつきましては、現時点では各敷地の中での営業、営利的な活動、こういった実績は、現在のところではない状況だというようなところもございます。

河川空間のオープン化に対する市の方向性ということでございますが、今、話しました営利活動についての利用の有無は問わずに、広く水に親しんでいただける場ということで、河川敷地の利活用について進めていきたいというふうに考えておりますし、加えまして、冒頭にお話ししましたように、国においても水辺の利活用、これによって地域の活性化を進めていくという方針でありますので、こういったものの中にはミズベリングであったり、かわまちづくりといったような事業、こういったものもございますので、市におきましても、これまで以上に多くの方々に利用していただけるように可能な利活用、あるいは安全な利用方法、こういったものについても周知を行っていければというふうに思っております。

また、営利活動、これに関します河川敷地の占用に向けてということになりますが、まずは全国的にも行われています先進的な事例、こういったものを研究したり、地域の再生であったり地域活

性化を目的として、こういった河川空間で事業を実施していただける、こういった団体の掘り起こし、あるいはそれに対する協力体制、こういったものにつきましても検討しながら、一方で河川管理者との協議もございますので、そういったことも含めながら、今後、利用について検討していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(11 番議員挙手)

- 〇議長(田代はつ江) 田中やすひさ議員。
- **〇11番**(田中やすひさ) 極めて前向きな答弁をいただけたというふうに考えました。

郡上市、いろんな課題も山積をしておりますけれども、楽しいなとか、わくわくするなとか、そ ういった思いを市民に持ってもらえるような、そういった取組、非常に大事だというふうに思いま すので、ぜひ進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、3点目、農業について質問をいたします。

国は、農家の大規模化や営農組織の育成に力を入れております。本市も、それに取り組むことは 重要であるというふうには思っています。ただ、本市のような中山間地域では、産業政策的な意味 での農業一辺倒では、一方では限界があるというふうにも考えています。

委託先も、引き受けの限界が来ている状況にあるとの話も伺っており、平地に比べ、中山間地域 においては農業の効率化にも限界があることは事実であろうかというふうに思います。

ただ、水稲においては、本市では大和の朝市の取組とか、六ノ里の棚田米、大島米、明宝小川、 気良などブランド米研究会が立ち上がっており、そのほかの地域でも組織化したいとの動きがある と聞いております。

また、農業を始める移住者の方や、半農半Xの需要もあると聞いております。

市は、その動きをサポートするとともに、関係団体と連携し、兼業農家を目指す担い手を育成する新たな仕組みやサポートが一方では必要ではないかというふうに思います。

市の兼業農家に対する育成や支援について、担当部長の方針をお聞きいたします。

- 〇議長(田代はつ江) 田代農林水産部長。
- ○農林水産部長(田代吉広) では、お答えをさせていただきます。

まず、農家数のほうですけども、令和2年に実施された農林業センサスによりますと、郡上市内の農家数につきましては3,319戸ということでございます。そのうち、農業を生業としておられます認定農業者でありますとか、認定新規就農者などの地域が認める担い手については307戸ということで、この全農家に占めます割合で言いますと9.2%ということになっております。ということは、残りの農家、約90%がいわゆる今、議員がおっしゃられる兼業農家であるということと思われます。

御指摘のように、国では農地を集積し、経営規模を拡大して、さらに効率化と低コスト化により

まして安定した経営を進めるということができるこの大規模農家の育成を推進しておるというとこ ろでございます。

例えば、これは子どもさんが都市などに転出されまして、郡上市などの農村部には高齢化した両親のみとなって、後継者のいない農地の管理を考える中で、担い手を育成してこうした農地を任せて、農地維持を図っていくという狙いもあるということでございます。

郡上市においても、人・農地プランの策定を推進して、地域内で担い手も交えて話合いを行いながら、担い手の農地集積でありますとか、引き受ける農地の場所を集めるなどの大規模化、効率化を図って、後継者のない農地の維持を図っておるところでございます。

ただ、郡上市のような中山間地域では、議員もおっしゃられましたけれども、一人の担い手が管理できる農地面積にも限界があるということは承知をしておるところでございます。

そうした中で、これまでも市では農地を守っていくために、兼業農家の方々に対しても市独自の 施策を実施してきたというところでございます。

例えば、自家消費のための農業からステップアップして、朝市や直売所へ販売することで少しでも農業所得を得られるよう、朝市や直売所の充実に力を入れてきたと。また、農業アドバイザーを設置して、売れる野菜の栽培講習会なども開催してきておるということでございます。また、水稲の分野では、JAまた県の農業普及課と連携しまして、郡上ケーブルテレビにおいて年4回の稲作教室の放映ですとか、議員もおっしゃられておられましたけれども、郡上おいしい米コンテストを開催して、郡上のおいしい米を市内外にPRするという取組を支援することで、郡上市全体の米のイメージアップ、ブランド化に取り組んでおるところでございます。

国が進める大規模農家の育成支援も重要ではありますが、郡上市のような中山間地域の農地を守るためには、それだけでは不十分であるということは認識しておりまして、郡上市で数の多い兼業 農家の育成ということも必要であるというふうに考えております。

こうした中で、兼業農家向けの研修制度については、またニーズがあるかないか、よく検証しながら、市の農業アドバイザーの活用でありますとか、県の事業でありますあすなろ塾などの既存の施策も併用しながら、支援も含め、検討していきたいというふうに考えております。

そのほかにも、他県、他市の情報も収集しながら、兼業農家に対する支援も検討していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(11 番議員挙手)

- 〇議長(田代はつ江) 田中やすひさ議員。
- ○11番(田中やすひさ) 先日の農業振興大会の際に、質疑応答で出された和良の田んぼの オーナー制度等も、先ほどの関係人口の取組と非常に密接な関係があるというふうに感じました。

さらに、今もともと、部長もおっしゃいましたけれども、農業者の高齢化の現状の中で、さらに 今回の資材価格の高騰がありまして、市は資材価格の高騰に対する助成も行っていただいておりま すけれども、多くの兼業農家にとっては確定申告を行っていないというような状況もあって対象外 になるというふうに思っています。そのため、資材価格の高騰が離農者の増加を引き起こすのでは ないかということが非常に懸念をされます。

資材高騰に対する支援などは、水田の細目書による栽培農地面積、例えば、ほにゃららアール以上として助成を行う支援を、園芸も含む現行の支援制度と選択制にするなどすれば、より広い農家を対象とすることができ、離農防止にもつながるのではないかというふうに思います。

これについては、引き続き制度が持続して、また新たな制度を考える際に考慮に入れていただければありがたいというふうに思いますので、部長の御見解をお聞きしたいと思います。

- 〇議長(田代はつ江) 田代農林水産部長。
- ○農林水産部長(田代吉広) いろんな制度については、やはり農業者の方が使いやすい制度ということが重要であろうというふうに考えておりますので、議員のおっしゃられたように、やはりいろいろな選択肢というものは研究しながら取り入れてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(11 番議員挙手)

- 〇議長(田代はつ江) 田中やすひさ議員。
- **〇11番(田中やすひさ)** 知恵を出し合いながら、また市民の方から知恵をいただきながら、よりよい制度になっていければいいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。 最後に4点目、郡上ふるさとコインについて質問をいたします。

郡上ふるさとコインが今月から始まりました。これは、地域内の経済循環による地域経済活性化 を目指す取組でありますが、その可能性はそれだけではないというふうに考えます。

例えば、健康課が行っている市民の健康寿命増進の取組や、一般質問でも過去にほかの議員の 方々から提案があった福祉ボランティア制度等にポイントを付与することにより、市民利用がより 広がっていくのではないかというふうに思いますし、様々な政策目的を達成する手段となり得ると いうふうに考えます。

商工観光部長も同行されましたけれども、尼崎市ではSDGsの様々なゴールを政策目標に掲げ、ポイントを付与することで、市民参加を目指す取組がなされていました。また、カードとアプリを並行して導入することにより、デジタルになじみのない市民の皆さんにも配慮した取組がされておりました。

様々な政策目的の達成の手段としての活用と、アプリだとちょっと難しいよねと考えておられる 市民の皆さんへの配慮。本市でも、これらの考え方、取組はとても意義があると考えますが、商工 観光部長のお考えをお聞きいたします。

- 〇議長(田代はつ江) 可児商工観光部長。
- **〇商工観光部長(可児俊行**) お答えさせていただきます。

郡上市独自のキャッシュレス決済システムが令和4年 12 月1日より運用を開始いたしました。 運用開始に当たっては。多くの店舗に加盟していただきまして、開始直後から多くの利用者の方に 登録をいただいておりまして、大変ありがたく思っております。

この市独自のキャッシュレス決済システムを多くの市内外の方に御利用していただき、私たちの ふるさと郡上を応援していただきたいという意味を込めて、名称は郡上ふるさとコインとさせてい ただきました。

令和4年度の郡上ふるさとコインの販売総額は1億円で、お1人様2万円まで購入可能としており、今年度は加入促進期間と位置づけまして、郡上市商工会からプレミアム2%分の支援も受け、市と合わせて購入金額の5%分のプレミアムポイントを付与するものとしております。

スマートフォンをお持ちの方であれば、市内外を問わず、どなたでも購入可能でありまして、市 内加盟店舗において1ポイント1円から利用ができます。

利用可能店舗は、運用開始の 12 月 1 日時点で 280 店舗となっておりまして、商工会発行の郡上市共通商品券の加盟店舗 598 店舗の約半分ということになっております。

先日、私も産業建設常任委員会の委員の皆様に同行させていただき、兵庫県尼崎市における電子地域通貨、「あま咲きコイン」について視察をさせていただきました。あま咲きコインの最大の特徴といたしましては、議員がおっしゃられましたとおり、SDGsにつながる行動を見える化する仕組みとしてこの地域通貨が活用されている点であり、健康づくりや環境保全への活動、ボランティア活動など、SDGsに貢献する活動に参加することで、あま咲きコインのポイントがためられる点にあります。例えば、環境学習イベントや花壇整備活動への参加、特定健診への受診で5ポイント以上のポイントが付与されております。

このように、尼崎市ではSDGs推進のため、現在、104の活動を対象に市民のSDGsに貢献する活動への参加意欲の向上やまちづくりへの関心を高める取組が、地域通貨のあま咲きコインと連携し、実施がされております。

これらの取組につきましては、郡上市においても大変参考になる事例であるというふうに考えて おります。

現在、市が実施しています食品ロス削減の取組として、飲食店で完食等で 30 ポイントをためればオリジナルマイバッグと交換ができるもったいないプロジェクトや、健康増進を目指し、健康づくりに取り組むことで、郡上市共通商品券がもらえる郡上市健康づくりプロジェクトなど、幾つかの事業は初期の目的をさらに推進するために、今後、郡上ふるさとコインによるポイント付与の活

用も十分考えられると思います。

このたび導入しました郡上ふるさとコインのシステムは、議員も言われましたとおり、キャッシュレス決済のみにとどまらず、その活用は広く可能であると考えておりますので、今後、関係部署と連携しながら、様々な政策目的達成のため、郡上ふるさとコインの活用について、十分に検討してまいりたいというふうに思います。

また、デジタルになじみのない方への配慮としてのカード型の導入につきましては、計画当初に アプリ型とカード型の並行導入を検討いたしましたが、カード型はスマートフォンをお持ちでない 方や不慣れな方でも御利用いただけるというメリットがある一方で、店舗側にはカード決済に必要 な専用機器の設置や、利用時にカードを読み取る人的負担の増加、インターネット環境への整備な ど、費用面等の負担も大きく、また利用者側においても利用店舗が限られるなど、双方にデメリットもあることから、カード型導入を見送った経緯がございます。

アプリ型とカード型の両方を導入をされています尼崎市においても、カード型は専用機器がは必要なため使えるお店が少ないやポイントの有効確認、残高確認が容易でない、カードを作成の経費がかかるなど、運用後の課題が浮き彫りとなっているようであります。

このため、商工観光部では、現在の決済方法について、市民の皆様が郡上ふるさとコインのアプリを利用していただけるよう、スマートフォン操作説明会や、団体などからの依頼がある場合には職員がその場に出向いて説明をさせていただくなどの対応をしておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

12 月1日から始まった郡上ふるさとコインでありますが、御利用いただける店舗と利用者の増加を図り、コロナ対策から生まれた新たな生活スタイルとして、より一層の地域経済の活性化に取り組んでまいります。

また、活用の様々な可能性につきましては、庁内関係部署や店舗、利用者の方の御意見をお聞き しながら、行政施策の推進と市民の皆様に喜ばれるキャッシュレス決済の推進を目指していきたい と考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(11 番議員挙手)

〇議長(田代はつ江) 田中やすひさ議員。

○11番(田中やすひさ) 一部の市民の方々だけでなくて、その名称にふさわしく、市民みんなのものになるように、今後のいろんな取組に期待したいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

時間を大分、余らせましたけれども、それぞれ部長さん方から極めて前向きな御答弁をいただきましたので、おかげさまをもちまして4点の質問を時間内に終わることができました。ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長(田代はつ江) 以上で、田中やすひさ議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時44分)

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 山川直保議員

○議長(田代はつ江) 10番 山川直保議員の質問を許可いたします。10番 山川直保議員。

〇10番(山川直保) 失礼いたします。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、1つの大項目でございますけれども、2点についてお伺いをしていきたいと思います。 今回の質問では、いよいよ計画が実行に移されます偕楽園の移転建設に係る予定地であります。 大和第一北小学校の校舎施設を含む活用についてであります。

このことにつきましては、今年の3月定例会の一般質問において、11 番議員からもお尋ねがありましたけれども、今回、私の質問の内容からも、改めて現時点での執行部における活用方針をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

- ○議長(田代はつ江) 山川直保議員の質問に答弁を求めます。
 加藤総務部長。
- ○総務部長(加藤光俊) それでは、お答えさせていただきます。

跡地利用の検討につきましては、3月の一般質問で、まずは公有財産の有効活用に当たっての考え方や実施手順等を示す指針となるガイドラインの策定作業を進めている旨を答弁させていただきました。

その後の進捗につきまして、現状では、ガイドラインのたたき台まで作成できておりまして、公 共施設アドバイザーの助言をいただきながら今年度中の完成を目指して検討を進めている状況でご ざいます。

今後、公有財産等の有効活用や処分等の在り方を審議し、方向づけする庁内会議であります公有 財産等検討委員会での検討、あるいは政策会議に諮って発表してまいりたいと考えております。

跡地利用の検討に当たっては、施設の別に関係なく、このガイドラインに沿って、まずは行政での利用、なければ地域や団体が管理を担う地域利用、あるいは民間団体への譲渡など、それもなけ

れば解体撤去と、順に検討することを想定しておりますけれども、検討に当たっては積極的に市民 に情報公開し、必要に応じて市民意見等を聴取させていただきたい。そのような機会を設けてまい りたいと考えています。

統合により廃校となる大和の学校跡地の利活用につきましても、ガイドラインに沿って検討を進めることになります。

ただ、現在は具体的検討に至っておりませんけれども、大和地域協議会において跡地利用に係る 部会を設置していただきまして、意見をいただくこととしておりまして、ガイドラインの策定に先 行して進んでおるという状況がございます。

予算の都合もございますので、機能の廃止後、速やかに活用、あるいは取壊しができるわけでは ございませんけれども、まずはガイドラインを策定し、これに沿って方向性を示したいと考えてお りますのでよろしくお願いいたします。

(10番議員举手)

〇議長(田代はつ江) 山川直保議員。

〇10番(山川直保) ただいまの答弁をお聞きいたしまして、まずは市がガイドラインに基づいて進めるということでございます。

その中で、やはり一番大切にしていただきたいのは、地元の御意見をしっかりと聞きながら進めていかれたいということを思いますし、公共で使う、また民間で使う、また払い下げる。

または解体といった選択肢もあるという答弁でございましたけれども、やはり解体というのは本当に今までつくった、投資したものを壊してしまうことはゼロになります。しかも、新耐震基準に準ずる形で改築もされておりますし、特に小学校におかれましてはウェブ関係、LAN、そういったものの設備も整っておることから、解体という選択にはならないように、うまく使っていただきたいと思っております。

そこで、2つ目の質問に移りたいと思いますけれども、私なりにこの校舎跡地の利用といいますか、利用と活用では少しニュアンスが違うと思うんです。やはり、活用ということは、これはさらに前向きに進んでいく。そうした使用をしていく目的、やっぱり活用ができる。そういった形のものにされたいということを思いまして、私なりの提言をひとつさせていただきたいと思います。

偕楽園の移転先の残る校舎施設の活用といたしましては、医療・介護の担い手育成及び実習生受 入れ施設の建設を一考されてはと考えております。

答弁を求める前に、私の思う本市の医療・介護の現状につきまして少し考えを述べさせていただきたいと思います。この医療・介護の人材不足に関する一般質問は、このところ複数の議員からも問われている課題ではございますけれども、私からもあえて説いてまいりたいと思います。

3年前に始まった新型コロナウイルス感染症は、第8波に入りまして、本市においても、患者総

数は連日増加の一途をたどり、市内の医療機関や介護福祉施設の業務を圧迫しております。

現在、2つの医療機関は入院受入れを停止、また介護施設におきましては頻回のPCR検査実施 を余儀なくされております。そこで働いておられる職員の方々におかれましては、毎日大変な思い をして現場活動を維持されており、頭の下がる思いであります。

そこで、本市における医療・看護・介護の体制は、コロナ禍に至ってから手は尽くされてきたものの、それが十分足りていたか、改めて考察をしてみますと、例えば、基幹病院であります郡上市民病院では、県からの要請を受けて、それまでは療養病棟として使用していた病棟機能をコロナ患者専用に転用して患者の受入れを行っております。病棟では、医師はもちろん、看護職員や介護職員がチームとして活動し、新型コロナに罹患した患者さんの家庭または社会復帰に向けて全力を尽くしていてくださいます。

しかしながら、こうした看護職員、介護職員の職場環境は、昨今、叫ばれております働き方改革 と歩調を合わせて、よい方向に進んでいるんでしょうか。

看護職員については、現在、市民病院の看護職の約20%に相当する24名が定年後の再雇用として職場を支えていてくださいます。今後、定年延長の措置が実施されるといたしましても、激務であることから離職を希望される場合も少なくなく、コロナ禍が収束したときに、再びコロナ病棟を通常の病棟に戻す際には相当数の看護師、看護職を配置する必要に迫られることと思います。

また、御結婚され、妊娠・出産また育児に際しましては、十分な産休や育休を取っていただく必要もあります。そういった諸事情を勘案すれば、さらに多くの看護職員が必要になることと思いますが、新規就労の職員はいかほどで推移しているかにつきましては、これまでにも市民病院事務長から説明をいただいているとおり、非常に厳しいものがあると察しております。

そこで、こうした看護師不足に対して大きな助けとなってくださるのが、介護福祉士をはじめと する介護職員の皆様です。患者さんの身の回りの介護や看護の補助を一手にお引き受けいただき、 特に深夜には大変な勤務時間にはなりますけれども、すばらしい働きをしてくださっているとお聞 きいたしております。

現在、市民病院では9名の介護職員の方が、昼夜を問わず仕事をしてくださっていますが、その 激務には頭が下がる思いでありますし、こうした看護・介護のお仕事は、市民病院のみならず市内 の各医療機関、そして介護福祉施設でも同様でありまして、必要な人員確保は大変苦労をされてお るようであります。

今後、さらなる高齢化を迎えますが、こうした貴重な人材を将来にわたって安定的に確保し、また職員の働き方改革を実現していくためには、本市はどのようにこれから関わっていくのか。または、市内の高校を卒業した若い世代が、医療や介護の分野で郡上へ戻ってきてくださり、やりがいのある仕事をして、安心して就労できるようなきっかけづくりを施策として整えておくことは、ま

さに行政の責務であり、最大の課題ではないでしょうか。

さる令和4年3月定例議会一般質問におきましては、2番議員さんからも介護人材対策の取組について、鋭くその必要についての質問がありましたが、私も同調いたしながら、本市においては喫緊の課題として取り組まれたいと願う次第でございます。

さて、ここで現在、医療・介護職を希望される方々が、市内にある医療や介護福祉施設の現場実習に来てくださることも、とてもいいことだとは思います。しかしながら、やはりその適地としましては、このたび偕楽園を移設する現地である大和第一北小学校、この校舎はすばらしい適地と考えます。

理由といたしましては、介護現場が隣接していることは言うまでもございませんが、この既存校 舎は新耐震基準に対するほか、またインターネット回線も完備していますし、アクセスそして駐車 場などそうした拠点には最適な場所と考えております。

さらに、校舎棟の2階そして3階を改築すれば、研修生などが約25名ぐらい対応できる寄宿舎 としても活用が可能であります。

それに加えて、職場を退職された看護そして介護経験者のお力をお借りしまして、研修施設を1階に整備することにより、地元出身者だけではなく I ターンとしての市外の若い世代に郡上を知っていただくことも、将来の人口減少問題に一定の効果をもたらすかもしれません。

あわせて、現在、本市が中心となって推進しております岐阜県北西部医療の体制においても、看護師不足を将来補える看護学校の新規新設にも夢が広がると思います。

以上、簡潔に私の考えの一端を述べましたけれども、本市における介護の中心施設である偕楽園 移転先の校舎等を含む跡地には、ぜひとも医療・介護の担い手育成及び実習生の受入れ施設を建設 されたいと提案いたします。

重ねて申し上げますけれども、このことは、市の第4期地域福祉計画にも挙げる地域共生社会の 実現に向けた意識の醸成と、その推進のために具体的な施策となり得ると考えますが、この提案に 対し、所見を部長にお伺いします。

〇議長(田代はつ江) 田口健康福祉部長。

〇健康福祉部長(田口昌彦) それでは、お答えさせていただきます。

まず、今、地域福祉計画というお話もありました。その中での地域共生社会について、まずは触れさせていただきます。

少子高齢化の影響や世帯構成等の変化により、地域の福祉ニーズは多様化し、行政や公的サービスだけでは解決が難しくなっています。

こうしたことから、第4期地域福祉計画に掲げる地域共生社会の理念にもありますように、人や 地域が丸ごとつながり、地域福祉を展開していく必要があります。地域の福祉力向上を目指すには、 地域共生の意識を醸成していくことと、地域福祉活動の担い手としての人材育成に取り組んでいくことが必要と捉えています。

地域福祉活動、地域福祉の担い手づくりにつきましては、郡上市社会福祉協議会が中心となり、住民とともに取組を進めておられます。

具体的には、支え合いサポーターやボランティアの確保、育成のための研修会の実施、広く浅く 福祉について学ぶ福祉入門講座や、郡上市内の福祉施設やサロン等を見学し、福祉の現状を学ぶ福祉見学会、学校教育との連携による福祉体験学習などを行う福祉推進校事業、小学校から高校生までを対象に夏休み期間に福祉関連施設で福祉体験学習を行う夏福祉体験事業など、直接的に学びの場を提供する事業のほか、配食サービスや日常の困り事の支援など、様々な地域福祉活動を行う団体をサポートしています。

こうした取組において重要なことは、主役である市民が自発性を発揮しやすいよう、思いを尊重 し、それを実現するため、側面的な支援を柔軟に行っていくことにあると思います。

また一方で、医療・介護、そういった方の実習、そういった専門職の育成という面につきましては、まず市としましては、こういった福祉系の進路を希望される方が非常に限られているというような実情も踏まえまして、介護の仕事魅力発信事業、こういったもので啓発計画をつくって、こういった人材の確保ということで目指していきたいと考えております。

また、郡上偕楽園の移転先の学校施設旧校舎を福祉人材の担い手育成の拠点として活用すること については、地域や福祉的な活動をしている方々から声が上がり、機運が高まれば、福祉的な活用 を図っていくことも1つの案として考えられるかと思います。

ただ一方で、医療・介護の実習生の受入れなど専門職の養成については、多くの養成機関がある中、先ほど申し上げましたように介護業界を志す人が少ない状況がありますので、新たに職業教育の拠点を設置する必要性については慎重な検討が必要だと考えております。

廃校の活用につきましては、近年では地方公共団体と民間事業者とが連携し、創業支援のための オフィスや地元特産品の加工会社の工場として廃校施設が活用されるなど、地域資源を生かし、地 域経済の活性化につながるような活用も増えてきています。

文部科学省の廃校施設活用事例集によりますと、県内では、美濃市旧片知小学校が美濃和紙用具類の展示ミュージアムとして、中津川市では旧神坂小学校において複合合宿施設としての活用が紹介されています。

また、全国においては、企業による活用も含めて、高齢者施設、子育て支援施設、障がい者就労支援施設など、福祉施設としての活用も紹介されています。

幅広く研修施設としての活用を見ますと、福島県須賀川市の旧東山小学校の民間施設の職員研修 施設兼地元住民との交流の場としての活用、鹿児島県喜界町旧志戸桶小学校の介護をしている方や 子育て中の女性が安心して就業できるよう在宅ワーカーの育成を目的とした研究施設としての活用などがありました。

いずれにしましても、先ほど総務部長からの答弁にもありましたように、今後、ガイドラインに 沿って対応していくこととなりますが、全国の活用事例も参考にしながら、議員が提案された医療・介護職の養成講座、そういったものも含めて、福祉的活用方法について研究・検討を重ねたい と考えております。

また、御提案のとおり、廃校の活用において、活動拠点の整備を起点として担い手育成につなげていくといった仕掛けも1つの方法にはありますが、実際にどのような場所や場面が生み出す体験が住民の方の思いを育て、担い手としての活動に至る原動力になっているのかといった点にも着目していく必要があると考えております。

先般、市の事業で、特別養護老人ホームにおけるお仕事体験を実施いたしました。

1人でも多くの方に介護現場のやりがいをしていただき、介護職に進んでいただくことを目的に実施しているこの事業に、今回、市内の50代の女性が参加されました。

体験を終えられた後に、施設に対して送られたお礼状の中にこのようなことが書かれておりました。

介護体験ということで、施設の皆さんと貴重で大切な時間を共に共有させていただけたことを心から感謝しております。温かく受け入れていただき、本当にうれしく思っております。久しぶりに業者と一緒に手づくり紙芝居をやらせていただくことができ、本当にうれしくてたまりませんでした。

この方は、体験最終日の振り返りの中で、施設での体験が充実したものであったことに胸がいっぱいになって涙を流され、来年からこの体験施設でのボランティアとして入られたいと申出をされたそうです。介護施設の現場に入り込んで職員や業者と濃密な交流をされたことで、この方は大きな感動を得られて前向きな行動につながったのではないかと思います。

このように、人と人との接点によって心が動くような場面がつくり出される場所から、地域の福祉力が生まれてくると思いますので、そうしたことも意識をしながら施策の推進に努めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

(10番議員挙手)

〇議長(田代はつ江) 山川直保議員。

○10番(山川直保) ただいま、部長からはすばらしい答弁といいますか、実際の体験をされた方の感想などを述べられまして、私も感動いたしました。やはり、要は今、述べられた、体験された方の体験談、これが、市の第4期地域福祉計画にも挙げておるボランティアの育成とか、そして福祉力の養成とか、啓蒙の普及とか、それにつながっていくんです。

ですから、こうした講座とか福祉の体験、介護の体験というものは、このことを醸造することは、 やはり市民レベルが、福祉レベルが向上して、やはりみんなで助け合う、そうした世の中というも のが必然的にできていく。自然にできてくる。そういうことが、この計画のうちでも一番大事、大 切にうたってあります。ですから私、そうした施設になればいいと思ってるんです。

ですから、総務部長も答えられましたガイドライン、これは一つ、柱でしょう。しかしながら、あと地元の御意見も大事です。

そこの中で、やはり市もただ皆さん方を頼るものではなく、市もリーダーシップを発揮して、ここはこういうことにしてみたい、始めたい。そして、人々が集って、その周りの地域ももっと発展するように、にぎやかになるようにしたい。そう思われるようなことを、任せ切りでもなく、しっかりとつくっていただきたいと私は思うんです。

そして、福祉関係のそうした資格を取ったりするような場所にしようと思いますと、もちろん ハードルがあります。しかし、ハードルはあるんですけれども、今、部長が答えられました答弁の 中で、福祉の関係の仕事に進みたいということが必ずしも多くはないと答えられましたけれども、これが近隣にあるのならば、また長良川鉄道の駅からも歩いて行けるところであるのならば、これ は経済的負担が岐阜の研修所へ行くよりずっと安くつくんです。そういうことを思えば、経済的負担がなければ、じゃあ私も夢をかなえてみようかと、心の中にある夢をかなえてみようということで、福祉に進まれる場合もあるんです。

ですから、その機会、きっかけを与える、つくるというのは市の責務だと、先ほど私申し上げましたけれども、ですからこそ、そういうことをされたいということを思っております。

そして、これ質問ではございませんが、私、医療・介護のこの施設をと申し上げましたけれども、 今、ひとつ、この医療・看護の専門の学校施設などつくろうと思うには、夢のようなことかもしれ ませんけれども、白鳥町の時代から、平成 10 年ちょっと前から、もうこの議論、進んでいるんで す。ですからこれ、夢のようなことですけど、私、実はチャンスだと思っています。

なぜチャンスかということを申し上げますと、もちろんそこには専門の教員とかが必要なんですけれども、看護を教えるためには看護師、卒業された方でもその看護の教習の免許さえ受講してくれば講師にもなります。そして実際、郡上市民病院からも下呂の看護学校へ、数回は医師が講師として出向いております。

ですから、もう1つこれ、チャンスだと言えることは、県の北西部医療、この中枢組織というのが白鳥国保病院にございます。これをもっと、さらに発展していくためには、郡上市が負担しているんだから、パートナーの高山市さん、そして白川村さんに声をかける。そして、看護学校をつくっていきたいがどうだろうということで、財政的な面も、あと2つの自治体からも得ていくということです。

なぜ、これが可能になっていくかということを私、考えてみましたら、高山には前までは2つ、 看護学校がございまして、今はJA関係の組合病院に1つあります。その前、従来からは赤十字社 がつくっていました日赤病院に看護学校がございましたが、これ十数年前に廃校になったんです。 なぜ廃校になったかと申し上げますと、赤十字社はしっかりとした看護大学をつくりたい。看護短 大をつくりたい。なぜかというと、しっかりと短大卒の修了証、もしくは大学の修了証というもの が身につくからだということで、日本の赤十字社は全国に4か所ぐらい大学を指定して、そちらの ほうへ方針を変えて進んでいったんです。

やはり、看護師になりたいという夢を持たれる方は、幼少の頃からの子どもたちがおりますし、 そして実際、中学・高校になったときも、その希望を持っている方があります。しかしながら、遠 方にあるために、経済的負担があるためになかなかその夢がかなわなかったりすることも理由の1 つとしてはあるんじゃないでしょうか。

ですから、高山市さんに、県の北西部医療をもっと充実させて、県の北西部医療圏域における、 その医療機関における医師不足、そして看護師不足を解消するために、我々の北西部医療の中でこ ういうことはできないだろうかいうことを本市から問いかけて、そして高山市さんからもその基盤 となる資本もいただきながら協力していただくということです。

高山市は、市営の病院、市立病院がないんです。これは、大きなJA関係と赤十字社が入っているからです。ですから負担は少ないはずです。しかも、今の診療所、荘川にしてもどこの診療所も、郡上市からも行って、これもまた、医師不足が想定されているんです。

ですから、そうした場所をそこにつくれば、2階、3階を寄宿舎として使って、安価で泊めてあげながら3年間で卒業できる仕組みをつくる。これ、夢のようなかもしれませんけど、夢のような話に向かっていくんです。向かっていくことが大切なんです。これは、2つの行政体もオーケーしてくれれば私はできるんじゃないかなと本気で思っています。

そして、ここの看護学校に来られる教師といいますか、講師は、医師免許があればできるんです。ですから、郡上市民病院もしくは国保白鳥病院、もしくは北西部関係の医療でうまくそれを回す。 そして、看護職も要るんです。実習に当たったりするときにつくわけですから、ですからその実習場所については市営病院、市立病院の中でも十分できることでございます。

やはり、そうした形で、大体1つの学校のクラス単位は30人でございますけれども、3学年ありますからそれを3つということになります。ですから、そういう方々にもやはり郡上を知ってもらって、そして郡上が今までやっておった、帰ってきてくれたらその奨学金とかいろんな体制、免除のような形の施策がありましたけれど、これこそ市内につくっていただいて、そして市内に就職する、郡上が好きな、そして郡上で育った、郡上で生まれた方たちが看護師になってお勤めいただく。

これが、今日は市民病院の事務長、お見えでございませんが、切実な看護師不足ですね。ですから、このために本気で向かっていくところを見て、そして岐阜県も多分、賛同していただけると思うんです。

かつて平成 18 年、19 年ぐらいですか、ちょっとお話を聞いたことがございます。白鳥のある開業医の医師が中心となってこの計画を立てられた。県の見解は、それは郡上にあってもよかろうということは言っていただいているんです。しかしながら、それを新たに建設するとなると、非常にお金もかかるし、市も絶対乗ってこないだろうということなんです。でも、これは市にやる気がなかったら県は絶対、やらないと言われないそうです。

ですから、郡上市が責任を持つ。そして、郡上市がその建物を改築して与える。そして、高山市、 白川村がしっかりとそれに乗ってくる。そんな体制づくりをすれば、このことも夢には終わらない と、私は思っておりますので、どうか県北西部医療の枠組みを使った医療・看護専門の学校の設立 構想というものを、もう一度考えていただける機会をおつくりいただきたいということを思います。 以上でございますが、もしできましたら、市長さんにコメントを賜りたいと思います。なければ、 私はここで質問を終わらせていただきます。

〇議長(田代はつ江) 日置市長。

○市長(日置敏明) お答えをいたしたいと思いますが、いろいろ御指摘をいただきました。私も、今回、大和地域の小学校の再編統合、これに当たりまして、大和第一北小に郡上偕楽園を、災害の心配のないところということで移したいというふうに考えておりまして、そのことについては御相談申し上げているとおりでありますが、その際、大和第一北小の建物、体育館とか校舎ですけれども、当然、あそこを立地場所にするということは、偕楽園、特別養護老人ホーム等の施設を、建物も一部活用できるものは活用するという考え方も持っておりましたが、いろいろ検討しますと、いろんな新築の建物と既存のものとをつないだりとか何とかということは、やはりなかなか長期的に見れば管理運営の面でやはり難しいという結論で、大和第一北小の校地、学校の用地内には偕楽園を移転しますけれども、建物は特別養護老人ホームとしては活用しないという方向で今、進んでいるわけです。

さすれば、今の第一北小の体育館であるとか校舎をどうするかということですけれども、これについては御指摘がありましたように、私たち、大分前に郡上市内全ての小中学校を耐震補強もいたしておりますし、まだまだ使えるということでありますので、そういう意味では、これはそのほかの、これから大和で言えば南小であり西小であり、そういうものも含めてですけども、やはりしっかり活用できるものが活用するという、まずはその第一の基本的な考え方は全く同じでございます。そして、2点目に御指摘をされました、看護師あるいは介護福祉士等、医療・介護こうしたものに関する人材を確保することが非常に難しいと、不足をしているということも事実でございます。

この課題をどう解決するかということも大きな課題であります。

そういう中で、この大和第一北小のそういうハードとしての小学校施設、そうしたものをそうい う今後の郡上市、あるいは今、御提案がありましたように高山市や白川村も含めて県北西部、そう いったところの医療・介護人材を確保するための養成、そういう施設にしたらどうかという御提言 だというふうに受け止めましたが、非常に傾聴すべき御提言であるというふうに思っております。

ただ、これが健康福祉部長が申し上げましたように、今、県内に様々なそういった養成機関があり、そういったところへ郡上のそういった道を志望する学生たちも行っておるんですが、もともと大変、非常にその数が少ないという中で、新たにそうした機関をつくって参入をして、どれだけの人材が集められるかといったような問題もありますし、様々な教育人の確保だとか、いろんなことがございますので、その狙いは本当に、これからのそうしたことを考えていくに当たって検討すべき御提言であるというふうに思いますので、医療機関、福祉施設等の皆さんともよく相談をして、そういう課題に御提言のような形で立ち向かっていくことが現実的に可能かどうか、そんなことについてはよく検討をさせていただきたいというふうに思います。

また、その際に、せっかく今、県北西部地域医療センターという、郡上市、高山市、白川村という区域を含んだそうした仕組みを持っております。このセンターとそれからもう1つ、地域医療を確保していくための推進法人としての法人も持っておりまして、こういう法人もやはり、そういう人材をいかに関係の地域間でしっかりお互いに融通したり、いろんな形でやっていくかという、もともとそういった意味では人材を確保し、円滑な運営を図っていくという意味では同じ趣旨で設けられているものでありますので、しっかり今日の御提案をですね、お受けをして検討してまいりたいというふうに思います。

御指摘のとおり、確かに私も思い出しましたが、就任、割と近い時期だったと思います。白鳥町で医療をやっておられる方々から、地域の看護学校のようなものがつくれないかとかいうような御検討もいただいたようなことを思い出しましたけれども、今、この時代でそうしたことが、やはりそうした基本的な狙いを持ったものが可能なのかどうか、検討をさせていただきたいというふうに思います。

(10番議員挙手)

- 〇議長(田代はつ江) 山川直保議員。
- **〇10番(山川直保)** 再質問でもございませんが、私のコメントをさせていただきたいと思います。

市長さんのその覚えでは、市長さん就任の頃だったと、もちろんそうなんです。平成 17 年に白 鳥の方々を中心とされた代表で、代表教授の方がそうした会をつくられて進めたいというようなこ とで、すばらしい資料をつくられたことを私も覚えておりますけれども、その中にはやはり、本当 にこの公立の、郡上市立の施設をつくりたいということをあのときは問われていたと思います。

そうした中で、そのときの想定といたしましては、1年1クラス 40 人の学校、3年で 120 人ということを想定されたようでございますし、そのときには、教務主任とか教員等の有資格者というのは、教務主任を1人、あとは7名が看護職の職員があればできるということだったんです。

あの後、その看護師が現職であろうが、看護師は国家試験ですから退職されるようが、その看護 教官資格というのを取る、それを受講して取られれば、それがまた、生徒たちに教えられるという ことなんです。

郡上市にも、市民病院にも数名お見えのようです。私、ちょっと聞きました。そういうことと、 北西部医療の組織力を使いまして、そして医師はもちろん教師ができるんです。

これが、高山市さんが赤十字社はそういう理由でやめてしまったんだ。これは必要だ、そして荘 川の診療所にも、高山市内のもう1つの黒川ですか、その辺りの診療所にも来ていただけるのなら ば、ぜひともそういうのを一緒にやろうじゃないかということで、もう、私なり得るかもしれない と思うわけです。

高山も、もちろん人材足りません。これは、JAの関係、また名大の関係からはたくさんおみえになるかもしれませんけれども、ですから医師不足、看護師不足は一緒に北西部医療で何とか解決していこうよと言えば、そうした資本金のひねり出しとかも私、できるんじゃないかと思うわけです。

そうすれば、やはり地域も発展するし、そしてやはり大和地区のそこが、またそういう若者でも 大勢住んでいただければ、またそれも、2階、3階を寄宿舎にすれば、安価で看護師免許が取れる ということで、それを魅力で来てくださる県外の方も見えるかもしれませんので、またこれは、時 間がかかるかもしれませんけれども一考を要しながら、小学校統合に向けてはまず進めて、それま でにはどうしましょうかといった答えを、市も自らリーダーシップを発揮して地元の方々とお話合 いを賜りたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとう ございました。

〇議長(田代はつ江) 以上で、山川直保議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定いたします。

(午後 1時39分)

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

◇ 森 藤 文 男 議員

- ○議長(田代はつ江) 7番 森藤文男議員の質問を許可いたします。7番 森藤文男議員。
- **〇7番(森藤文男)** それでは、通告に従いまして質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

今回は、不登校について、1点のみであります。これについて、3項目ほどございます。

1項目目と3項目目につきましては、一応、皆様方のタブレットのほうに参考資料をおつけしておりますので、それを参考にしていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

令和元年に新型コロナウイルスが確認されまして、令和2年でしたか、小学校、中学校でも3月、4月、5月、3か月だと思ったんですが、休業というふうなことを強いられました。そういった影響もありまして、この不登校は従来もあったとは思いますが、それを境に本当にあのいろんな要因があり、また加速したような、そういうふうな思いがあり、この質問に今回至ったというふうなこともありますのでよろしくお願いいたします。

まず、最初ですが、この不登校児童生徒の現状と要因について、市のほうがどのように分析をされているかについてお伺いいたします。

まず、参考までですが、全国ですが、これは文部科学省の問題行動不登校調査というもので分かったものでありますが、令和3年度、2021年ですが、全国の小中学校の不登校の児童生徒は、過去最多の24万4,940人です。これは、昨年2020年度、令和2年度よりも24.9%、4万8,813人増えております。これは、小学生ですと77人に1人、中学生ですと20人に1人が不登校にあるというふうなことが見えます。

学校がこの判断をした要因といたしましては、無気力、不安が最多の 49.7%、続いて生活リズムの乱れが 11.7%、いじめを除く友人関係が 9.7%というふうにして続いております。これが、全国の調査結果であります。

次に、岐阜県内はどうかといいますと、県内の不登校児童は 2021 年度、4,371 人です。これは、 昨年度に比べると 27.4%も増えております。過去最多です。939 人の方が不登校というふうなこと であります。

要因は、同じく無気力、不安が最も多かったというふうなことであります。

続いてですが、参考までに皆様方の資料にありますが、名古屋市における不登校児童の生徒、 2021 年、令和2年の参考資料でありますが、これなぜ名古屋市なのかということは、後ほどまた、 御説明をさせていただきます。

皆様のお手元には参考資料としてあるとは思いますが、これ小学校が令和2年、一番最近ですが 1,103 人、中学校では2,127 人、計3,230 人。これは、平成25年から比べると、小学校が2.1倍、 中学校が1.5倍というふうなことであります。

要因は、無気力、不安、いじめを除く友人関係をめぐる問題、生活のリズムの乱れ、遊び、非行、 親子の関わり方、学業の不振というのが多くなっております。

また、教職員との関係をめぐる問題、また学校の決まり等をめぐる問題のように、学校に関することが要因の児童生徒もいるというふうなことであります。

様々な要因が考えられますが、新型コロナウイルス禍の影響で行動様式や家庭環境が変化し、ストレスをためている子どもがいるというふうにして分析されております。

本市での不登校の児童生徒のまず現状と要因について、どのように分析をされているか、お伺い をいたしますのでよろしくお願いいたします。

- O議長(田代はつ江)
 森藤文男議員の質問に答弁を求めます。

 長尾教育次長。
- **〇教育次長(長尾 実)** それでは、答弁させていただきます。

郡上市の調査では、年間 30 日以上の欠席がある、令和3年度の小中学校の不登校児童生徒の現状につきましては、小学校が 25 人、中学校が 34 人、合計で 59 人となっております。これは、1,000 人当たりの人数にしますと、小学校が 12.8 人、中学校が 32.4 人、合計で 19.6 人となっております。

全国と比べますと、全国は小学校が13.0人、中学校が50.0人、合計で25.7人でありますので、 小学校はほぼ同じ、中学校、合計では、中学校が64.8%、合計で76.3%と、特に中学校で顕著に 下回っている状況でございます。

不登校の理由では、郡上市では無気力、不安が 29%、入学・進学・転入学に係る不適応が 7%、 生活リズムの乱れが 5%、いじめを除く友人関係が 4%であり、無気力、不安が上位になるなど、 郡上市においても全国調査と同様の様相であると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(7番議員挙手)

- 〇議長(田代はつ江) 森藤文男議員。
- **〇7番(森藤文男)** ありがとうございます。今、教育次長のほうも御答弁いただきましたが、 この傾向というのはやはり全国的なものとやっぱり県内、あと参考としては名古屋市さんのほ うもちょっと参考資料として出させていただいておりますが、ほぼ傾向としてはやっぱり変わ らない、共通しているというふうな認識であると思います。

こういったこととまた別に、最近は、以前からADHD、この注意欠如の多動性障がいといった ものも、これは皆さん御承知だと思いますが、それ以外に今、起立性調節障がいというのがあるん です。この起立性の調節障がいというのは、不登校の原因の1つとされるんですが、これは自律神 経系の異常で頭痛や立ちくらみといったような症状が現れますが、これはサボりや怠けといったよ うなことに誤認されやすい、比較的見つけにくいというようなところがあります。

こういったことや、あとはHSP、これはハイリー・センシティブ・パーソンということらしいんですが、これも感覚処理、感受性が極めて高い人、人一倍繊細な人、視覚・聴覚などの感覚が非常に敏感でというふうなことも、今は不登校の一因になっておるということであります。

また、その発達性読み書き障がい、これはディスレクシアというふうなことでありますが、文字がなかなか習得できない障がい、書けない、読めないではない。よく間違える、よく間違えやすいといったような、こういった障がいというのが新たに出てきているんです。

こういったことは健康福祉部、児童家庭課とかそういったところとの連携をしっかり取っていた だいて分析をするといったことが、今日、非常に大事になってくるんではないかなというふうにし て思っております。

こういったことも新たに出てきているというふうなことをきちんと認識して、不登校対策には十 分当てていただきたいというふうにして思います。

今ほど、不登校に対する市の現状と要因について御答弁いただきました。

次に、そういったことを基に、その不登校の対策の成果と考え方の変化はあるのかということでありますが、本市の不登校対策としては、これ令和3年度までは心の教育推進事業というふうにして呼ばれていましたが、今年度からは教育振興というふうなことで計上はされていると思いますが、不登校対策リーダー育成事業というのがございます。

花輪敏男先生、ある意味、不登校の権威の方をお招きして、学校の先生、恐らく心の相談員という方も市内には中学校に8名配属されていますので、そういった方も恐らくそういった研修等は受けておられるとは思います。そういった研修をもって、児童生徒の対策に当たられているというふうなことは認識をしておりますが、花輪敏男先生は、そもそも何年来のちょっとお付合いなのかということと、冒頭私、申し上げたように、コロナになる以前に不登校というのがあって、そこまでのやっぱり考え方と、それからコロナ禍によっていろんな多様的な考え方、いろんな要因がある中で、また考え方も少しずつ変わっていたとは思うんです。そこらの考え方、花輪敏男先生の動画もちょっと、私、研修は受けていないんですが、動画もちょっと見させていただきました。ガソリンといって、車のガソリンに例えられたりとか、あと、技術的なこと、あとこれ、再登校、再びまた学校に戻るのがベストであるというふうなことを言われております。最後に、花輪先生が言われたのは、1に情熱、2に誠意、3、4がなくて5が技術というふうなことでは締めくくられました。

いろいろと同調されることもあるんですが、再登校ということに関して、私は少しだけちょっと 疑問がありまして、国のほうもできれば再登校、不登校から学校に戻って、その教室でまた勉学に 励むというのがベストであるというふうなことではありましたが、今は一概に学校に戻ることを目 的とはちょっとしていない。将来的な、社会的な自立をちょっと目的とするということで、再登校 にはちょっとこだわらないような、そういった方針もある中で、市の対策とか考え方ということには変化がなかったのか、あるのか。そこら辺についてお伺いしますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(田代はつ江) 長尾教育次長。
- **〇教育次長(長尾 実)** それでは、回答させていただきます。

先ほど、小学校は全国にほぼ同じ、中学校は少ないとお答えしましたが、平成 29 年度から令和 2年度までの小学校の 1,000 人当たりの出現率を比べてみますと、平成 29 年度は全国が 5.4 人、郡上市が 4.3 人、30 年度は全国が 7人、郡上市が 4.4 人、令和元年度は全国 8.3 人、郡上市が 6.9 人、2年度は全国が 10 人、郡上市が 7.5 人と、いずれも下回っております。

令和3年度が、全国と同程度となった要因といたしましては、やはり新型コロナ感染症による影響を小学生ほど受けやすいこともあると考えられ、中学校はどの年度もかなり低い数値となっており、郡上市の行っている不登校対応研修の成果ではあると捉えております。

市では、継続した研修を行っておりますので、多くの教師の方が不登校について共通の捉えや理解の下で対応しております。指導において、ぶれがないことは現場で指導している先生方に安心感を与えておると考えております。

また、継続する中で、初めて受ける教職員対象の基礎講座と別に、複数回研修を受けた教職員対象の応用講座を開始し、応用講座では実際にあったケースを基に参加した先生がどのように対応するかを交流し合い、考え合う実践形式で行うなど、研修内容の工夫・改善を行っております。

今年度の成果では、8月、9月に病気等の理由以外で7日以上欠席し、不登校とカウントされた 児童生徒のうち、20名が10月には7日以下の欠席となり、ほぼ学校に登校しております。こちら については、やはり不登校チャートに基づいて各学校で様々な支援を行った成果ではないかと考え ております。

こういったことで、コロナ禍で状況も、学校の教育環境も変わってきておりますが、個々に応じた様々な支援を工夫していくことは変わりないものと考えておりますし、学校に通える支援、そういったところを基本として考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(7番議員举手)

- 〇議長(田代はつ江) 森藤文男議員。
- **〇7番(森藤文男)** ありがとうございます。数字だけが成果だとはちょっと思えない部分もあるかと思いますが、やっぱりこういった数字というところを具体的に多いのか少ないのか、増えているのか減ったのかというところはきちんと捉えられたほうがいいかなというふうに思います。

教職員の方は、本当に多忙なことでありまして、できればその担任の方とかがそこで歯止めをかければそれに越したことはないと思いますが、なかなかそういったことで歯止めがかからない。多

忙過ぎてというふうなことも、よく新聞紙上では見られます。

こういったこともやっぱり鑑みますと、やはり今後、学校だけにおいて不登校対策ができるとは 限らない、そういうふうなことが言えると思います。

教育機会確保法というのがございますが、これは平成 28 年でしたか、施行されているんですが、 これは豊かな学校生活、教育を受けられる環境の確保、不登校の状況に応じた支援、不登校でも学 習できる環境の整備などの実施を定めた法律であります。

こういった中でもこれ、不登校の児童生徒には休養が必要で、これは国や自治体による支援体制 ということも明記がされているというようなことであります。

1問目、2問目、市の現状、要因、そして対策、考え方の変化ということで質問をさせていただきました。

市内には、この学校だけでなくて、いわゆるフリースクール、また校内のフリースクール、不登校特例校、こういったところが不登校に対する施設とか居場所ということでかなり最近、話題を、注目を集めております。少し、このフリースクールとか校内のフリースクール、また不登校特例校ついて少しお話しをさせていただきます。

このフリースクールも、私、岐阜県内の北方町というところのフリースクールにも実際、ちょっとお邪魔をさせていただきました。市内には、昨年ですが、あまごクラブというふうなところがフリースクールを開設されております。これは、市内では唯一だと思います。

また、校内のフリースクール、これは3番目の質問に対してタブレットのほうに参考資料として 名古屋市、また岡崎市のほうの資料を少し添付させていただいておりますので、それもちょっと御 覧いただきたいと思います。

校内フリースクールは、最初に行ったのは、私、愛知県岡崎市のほうの東海中学校というところ に行かせていただきました。岡崎市に限りましては、本当に令和2年度から先駆けて校内のフリー スクールを立ち上げてということで今日に至っております。

ここで、名古屋市が出てくるんですが、名古屋市は今年度、30 校、校内フリースクールを設置するというふうなことで立ち上げております。

早速、私はちょっと今年度、半月以上少したちましたので、どういった進捗状況なのかなということが非常に気になりました。早速、電話を差し上げまして、名古屋市の教育委員会のほうにお電話を差し上げました。ぜひ、お話を伺いたいということで、快くお受けしていただきました。これは、議会齋藤事務局長のほうにも連絡、報告をしまして、そこできっちり折衝していただいて、日にちも決めて行ってまいりました。

名古屋市教育委員会は別棟がございまして、名古屋市教育館という別棟があるんです。その8階でしたが、その中に新しい学校づくり推進室という部がありまして、そこでいろいろと参考資料、

これは許可もいただきまして、皆さん、今日、お手元にありますが、そういったことも披露させていただいても結構ですということです。これは、ホームページにも載っているということでありますので、皆さんにもちょっと紹介をさせていただきたいと思います。

この資料の中に、校内の教室以外の居場所づくり事業ということであると思いますが、これは現状、課題がございまして、対応方針、この対応方針の中に8つの方策というのがあると思います。 その中の4番目です。校内の教室以外の居場所づくり事業、教室へ入れない児童生徒が安心して過ごすことができる教室以外の居場所づくりを進めます。

事業概要もこういってありますが、聞くところによりますとこれ、30 校が対象ですが、10 校は 文科省からの加配というふうなことでありました。20 校につきましては、週 28 時間ですか、非常 勤で市の単費で 6,000 万円ぐらいと言っておりますので、これにあと各学校 30 校ありますが、皆 さんも参考資料の中に各校の居場所づくりの様子というのが多分あると思います。ここに、リラックススペースの様子とか居場所を利用する生徒にレターケースを準備とか、いろいろ配置しておりますが、こういったことに関しても 1 校 40 万円、合計 1,200 万円、合わせると 7,200 万円ぐらいだと思いますが、そのくらいの事業費をかけておるというような、そういったようなことであります。

これ、フリースクールというふうなことでいろいろとお話を伺ってきました。また、不登校特例 校です。これ、不登校特例校の設置状況というのは、令和4年の学校数ですが、これは全国で 21 校であります。公立学校が12校で、私立が9校ということであります。

岐阜市立の草潤中学校が開校してちょうど1年を迎えると思うのですが、コンセプトは学校らしくない学校。これまでは、生徒が学校に合わせてきましたが、学校らしい仕組みの中で苦しみ、不登校になっている児童生徒が多数いることも、これは事実ということであります。草潤中学校は、学校が1人1人の生徒に合わせることを目指し、ありのままの君を受け入れる新たな形というのがキャッチフレーズとして掲げてあります。

また、揖斐郡のほうの西濃学園中学校、ここは全寮制、私立です。ここは、集団生活を通して、 集団適応能力、社会性を身につけることを目標にしているというふうなことであります。

長岡議員が委員長であります文教民生常任委員会でも、行政視察ということで、西濃学園中学には視察に行ったというふうなことであります。また、どういったような所感であるとか、今後、こういったことを参考にして、市のほうにまたいろいろ提案とかというのがあるかとは思いますが、非常に関心を持って視察には多分行かれておるというふうに思いますので、こういった本当に校内のフリースクール、またフリースクール、不登校特例校というのは居場所ということに関しては非常に注目を浴びているんじゃないかなと思います。

私は、こういったのも、また教育長さんに総括しての見解と、また私、この居場所についてどの

ように考えてみえるのか。また、その支援の必要性、私は市内にフリースクールというのがあります。まだ、この郡上市には校内のフリースクールや不登校の特例校というのはございませんので、 市内には唯一、そのフリースクール、不登校に対して居場所ということで一生懸命やってみえると ころあるんです。

ここの生徒さんも、やっぱり中学生の方とか小学生の方、中にはやっぱり先ほど私、申したようにHSPの方とか、あとはADHD、また発達性の読み書き障がい、こういった方もみえます。

こういった中で、一生懸命やられてみえるんですが、以前、このあまごクラブさんが企画して不登校の声ということで、棚園正一という漫画家の方で、実際、この方が学校には不登校の子ということで、「学校へ行けない僕と9人の先生」、また「学校へ行けなかった僕と9人の友達」ということで、こういう本を出されているので、これちょっと私も購入をさせていただきました。

本というと、活字が非常に多いと思うんですが、漫画家の先生なので、中は本当に漫画なので、 非常にこれは誰でもちょっと読みやすいですので、また本当に参考までに、これはまた皆さん見て いただきたいというふうに思います。

この棚園先生も、学校へ行けなかった僕が見た世界、学校以外で出会えたたくさんの人や居場所ということで、経験や思いを語っていただきました。

また、いろいろ新聞を見ておりますと、このフリースクールに関してですが、いろいろとお母さん、これ母の声、一斉に議会へということで、フリースクール、国に対してその支援をしてほしいということで、全国 60 超えの請願とか陳情の計画をということで、こういったようなこともございました。

郡上市内にはそういったフリースクールというのは、まだ多くございません。しかしながら、本当にこういった母親たちが、これは家庭のやっぱり経済的な負担も多いと思うんです。経営する側も、やはり最低賃金だと1,000円ほどは多分取られると、1時間1,000円でお子さんを預けようとすると、本当は1日とか半日は預けたいんですけど、やっぱり経済的な負担がというところがあるんです。僕は、必要性は非常に感じているので、僕は、市として何とか2分の1でも、2分の1だと、1時間のやつが2時間行けるし、3分の2してもらえると3回行けるなと、そんなこともちょっと思ったりもしました。

こういった、これはあくまでも必要性がないと、そういったところにも予算というところもつけられないのかなというふうにして思いますが、こういった居場所というのが決して郡上市も少なくないと思います。今後はまた、恐らく減るんではなくて、何か増え続けていくような気もしてしまいます。

本当に居場所づくり、校内フリースクールは、学校には行けないですけど学校の近くまで行けます。でも、学校の門まで行けない子も、家の外にも出れない子も結構いるんですよね。そういった

ところにも、本当にきめ細かく目を向けていただきたい。

私は、例えば日本一を目指している郡上が、こういった子育てのところを検索するとフリース クールがあったりするというようなところにヒットするとか、また教育移住ということがあると思 うんです。本当に、こういったような教育に手厚い郡上市であれば、本当に郡上市に移住して子育 てをしてみたいというふうにしてつながるというふうな施策というのも、非常に私は大事なことで はないかなというふうにして思います。

以上、いろいろ私なりに調べたり、申し上げましたが、最後に、教育長さんのほうから、校内フリースクールやフリースクール不登校特例校といったところの見解、あとは居場所ということで私、結構こだわってお話しさせていただいたんですが、居場所に対してどういうふうなお考えや、またそういったところで私は一例を出してあまごクラブさんと申し上げましたが、そういったところへの支援の必要性を、私は非常に感じてしまうんですが、そういったところのお考えをぜひ総括して、熊田教育長さんのほうに御答弁いただければと思いますのでよろしくお願いします。

〇議長(田代はつ江) 熊田教育長。

○教育長(熊田一泰) 不登校の様相は様々であり、個に応じた多様な支援の場があることは決して悪いことではないと考えています。

県内では、議員も言われました岐阜市の不登校特例校、草潤中学校がメディアでもよく取り上げられ、よく紹介され、成果を上げています。

学校体制について聞いてみました。中学校1年から3年まで、1学年13人程度、合計40人の生徒数に対し、県費教職員は19名、うち加配教員8名、市費の職員が8名の計27名の職員で手厚い支援がされており、例えば生徒が自分で自分の担任を選ぶことができる。そのほか、様々なことを選択できるプログラムが準備されています。

この取組はまだ始まったばかりであり、そこで学んだ生徒たちが卒業した次の段階でどれくらい 適応できるかなど、今後の成果の報告を待つ部分もあると考えます。

特例校の名のとおり、全ての地域で開設することは、予算的にも人材的にも限界があることから、 岐阜市でも、この特例校で得たノウハウをほかの小中学校でも生かしていきたいと考えていると、 教育長さんは言っております。

郡上市も、この指導事例の情報提供を受けておりますので、これからの不登校支援に生かしていくつもりでございます。

フリースクールについては、議員が言われましたように、郡上市内にも令和3年7月 13 日に開 校いたしました。市内の子どもたちも、数名参加しております。

私も、そのフリースクールの指導者と会わせていただきましたが、その後、そのフリースクール の指導者が、市の主催している花輪先生の不登校対応研修にも希望されて参加されました。非常に、 教育委員会と連携も取れていると考えています。

ただし、フリースクールについては、まさにその名のとおり多様でございまして、学校へ復帰することを支援するスクールもあれば、学校自体の存在価値を認めず、学校へは行かなくてもいいというスクールもあり、またフリースクール内で行われる学習内容も様々であります。

郡上市教育委員会としては、できることなら学校へ通ってほしいと考えております。教育委員会としても、様々な支援体制を取っています。よく御存じのように、なかなか学校まで行けない子には、例えば北部と南部にスマイルなども開設しております。

現在のところ、多様な子どもたちのためにフリースクールとの連携は必要であると考えていますが、直接、フリースクールへの財政支援を行ったり、保護者に積極的に入校を勧めたりすることは 考えておりません。

ではどうかというと、郡上市としては現在、校内フリースクールの取組について研究を重ねています。校内フリースクールという名前でなくて、現在のところは、仮称、校内F組プロジェクトとしておるんですが、このFというのはフリースクールだけの意味じゃなくて、例えば自分にふさわしい、自分に合っているというフィット。あるいは、従来のカリキュラム以外のカリキュラムができる、自由なカリキュラムのフリー。あるいは、楽しみがあるファン。未来や将来を考えることにつながるフューチャーなどの意味を持たせるつもりで、F組プロジェクトと呼ぶつもりでございますが、来年度から中学校で1校、実験校を指定して、F組の設置をしていこうと考えております。

会計年度職員を1名派遣して、生徒や保護者とともに、今まで以上に個に応じたカリキュラムを 作成し、学びや活動の場を広げていこうという考えでございます。

具体的な内容としては、例えば1つ目に、登下校の時間や学びたい教科の選択を行い、自己選択よるカリキュラムの作成をするなど、心の安定や自立のための学びを、2つ目に、取り組みたい学びをオンラインで、あるいは自宅にいるときは自宅も含んだ様々な場所で学ぶICTを活用した個別、最適な学びを、3つ目は、自分が関心を持ったことについて取り組むことができる、自分の新たな良さを発見する学び、そして4つ目に、地域の活動に参加し、地域との絆を感じる学びなどを与える場ができないか研究をしております。

この取組につきましては、予算や人事上の問題がクリアできれば次年度からスタートさせたいと 考えております。

終わりに、議員が言われた不登校全体の総括的な考えということについてですが、これについて 成果や課題、これからの支援の内容についても少し述べさせていただきます。

不登校についてですが、今は不登校と呼ばれている、いわゆる学校に行けない、行かない子ども たちについては、以前は怠学、いわゆる怠けという字です。あるいは学校恐怖症、登校拒否などと 呼ばれ、文科省などでも長期欠席と呼ばれたり、あるいは学校嫌い、不登校などという統計上の呼 び名も変わってまいりました。

そうした児童生徒が増えるにつれ、文部省は本格的な調査を1951年、昭和26年から始めました。 当初は、年間50日以上の欠席の児童生徒を調べたんですが、その当時、中学生だけで18万人、小 学生を含めると合計40万人を超える人がいたと言われています。この理由は、戦後の経済的窮乏 と家の手伝いのほうが重要という考え方が強かったからと思われます。

やがて、高度経済成長とともに、経済的状況よりも学校嫌いという理由が多くなり、1966 年、昭和 41 年から学校嫌いというふうに名前が変わって調査が始まります。40 万人から、一度は5万人程度になったんですが、1970 年代半ばから増加傾向が続き、次第に登校拒否という言葉が一般化しました。

1990 年代になり、さらに増加傾向が続くと、拒否してるんじゃない、行けないんだという、不登校という言葉が使われるようになりました。それでも、2000 年、平成 12 年前後から 2017 年、十七、八年間、平成 29 年あたりまでは、全国の小中学生の不登校は 13 万人前後で横ばいの状況でございました。

ところが、その後、様々な問題が顕在化してくると、文科省などでもフリースクールや学習塾、NPOなどの役割を積極的に評価し、別に学校に行かなくてもいいという考え方が社会にも広まった結果、不登校の数も急激に増加して、13万人が数年で24万人を超したという状況です。これに新型コロナの影響もありまして、さらに増える見込みであると考えています。

こういう考え方が広がれば、不登校が増えるのが当然という考え方もございますし、また、不登 校は逆に、決して怠けやサボりではなく、個々の特性であるという、不登校が認められたというプ ラス面で捉えることもできます。

そういう意味では、不登校が増えたからだめだと考えるのでなく、誰でもなる可能性がある。決して無理をさせるつもりはないけれども、学校はよいところであり、できるなら学校での学びを経験してほしいと、教育委員会としてはそういうふうに捉えている状況です。

先ほど言われましたように、学校に行かなくてもいいんじゃないかという考えですが、果たして 学校に行かずに、次の段階に適応力がどれだけつくかことについてはまだはっきりしておりません し、私もその辺はちょっと疑問を持っております。

一部には、学校不要論を言う人もおりますし、教育関係者の中には不登校を減らすのはもう無理 だから、特例校やフリースクールを増やすほうがよいという意見もあります。

郡上市教育委員会としては、学校へ通うことは子どもたちの成長にとってよいことであり、できることなら通ってほしいという考え方でございます。教育委員会としては、学校に行けない理由を探すよりも、学校に通える支援を工夫していきたいというふうに考えているわけです。

なお、今まで述べました郡上市の取組は、一定の成果は出ていると考えますが、決してこれでよ

いとは考えておりません。不登校は減らしたいと考えておりますし、学校復帰は増やしたいと考えています。

花輪先生の研修についても、今までの取組を総括すると、多くの学校から参加してほしいと思いましたので、悉皆をかけて絶対1名以上出るようにと募集したんですが、学校から出てくる受講者は若い先生が多くて、郡上市は初任者が多いため、3年たつと郡上市から出ていってしまうというような現実もありました。

また、不登校マニュアルでなくて不登校チャート、いわゆる1人1人に対応した海図という学習でありますので、1回の研修だけではすぐに使えるわけでなく、何回も出たほうがいいということは分かってきました。

今後、郡上に長年勤務する先生方や、学校の司令塔である管理職の参加も増やして、それも何回 も参加して現場で適切な支援ができるように、そうすると保護者に適切なアドバイスができるよう になりますので学校への信頼が高まります。

家庭と学校が共通歩調で支援していく仕組みを増やしたい。学校においては、F組プロジェクトをはじめ、個に応じた様々な支援を工夫して、学校へ行きたい、学校へ来てよかったという子どもたちを1人でも増やしたいというのが教育委員会の現在の考えでございます。

(7番議員挙手)

〇議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番 (森藤文男) 教育長、本当にありがとうございます。ちょっと答弁で、僕が本当にびっくりしたのは、校内フリースクールプロジェクト、F組を設置できれば来年度という話は、非常にちょっと僕はびっくりして、そういうのは全くちょっと答弁されるとは毛頭思っていなかったので、非常にちょっとびっくりしているというか、これをやると多分、県内初ですよね。岐阜県内で、校内フリースクールは設置はされていないので、来年度、どこか始められるところがあるかもしれませんが、それでもちょっと画期的な取組だというふうにして、私はちょっとそれが頭にあって、教育長が熱心に答弁されているのを途中でちょっと、ずっと頭の中が校内フリースクール設置というのでいっぱいだったので、また要録を聞かせていただきますが、熱心に御答弁をいただきました。

本当に、多様性というか、個々の意思を尊重しながら、学校のもしかして外にも多様な学びの場を設けたりとか、やっぱり不登校を社会全体の問題として捉え、児童生徒が気がねなく日常生活を送れる居場所づくりを進める必要性は、やっぱりあるのかなと思います。

そういった中で、教育長が言われましたが、できることなら学校へというふうにしては思いますが、こういった多様な社会でございますので、柔軟に対応していただきたいと思います。

それにしても、私の中では本当に校内フリースクールF組の設置というか、これが非常にインパ

クトがあった答弁で、僕は非常にちょっとうれしく思っておりますので、またこういうことに、参 考資料たくさんありますので、いろんなことでこれは勉強とか調査、当然されていると思いますが、 重ねてスタートされたいと思うのでよろしくお願いします。

以上で、一般質問を終わります。どうも本当にありがとうございました。

〇議長(田代はつ江) 以上で、森藤文男議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(田代はつ江) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。

(午後 2時31分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田代 はつ江

郡上市議会議員 兼山 悌孝

郡上市議会議員 尾村忠雄